

別 添

平成30年度

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託

先駆的ケア策定・検証調査事業

フォスタリング機関職員の人材育成の ポイント及びフォスタリング機関職員 研修カリキュラム等の策定に係る業務

報 告 書

みずほ情報総研株式会社

平成31（2019）年3月

目 次

第1章 本業務の概要

1. 背景	1
(1) 都道府県が行うべきフォスタリング業務	
(2) フォスタリング・ガイドラインの策定	
(3) フォスタリング機関職員の人材育成・研修体制づくりに向けて	
2. 目的	3
3. 検討委員会の設置	3
4. 検討経過	5
5. フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及びフォスタ リング機関職員研修カリキュラム等の検討方法	8

第2章 フォスタリング機関職員の人材育成の全体像

I フォスタリング機関職員の人材育成の全体像	10
1. 里親養育原論	18
(1) 子どもの権利	
(2) 子どもの心身の発達	
(3) 現代の家族・法制度	
(4) 社会的養護	
(5) 里親制度	
(6) 里親等の権限	
(7) 里親養育に関する留意事項	
2. フォスタリング業務総論	24
(1) フォスタリング業務とは	
(2) フォスタリング業務の原則（実践哲学）	
(3) フォスタリング機関の職員に求められる資質	
(4) フォスタリング業務を実践する上での姿勢	
(5) 具体的支援技術（関係を築く力）	
(6) 具体的支援技術（話を聴き理解する力）	
(7) その他の具体的支援技術	
(8) 関係機関・社会資源・支援制度等	
(9) 情報管理・守秘義務	
(10) 支援の流れに応じて必要となる技術（研修・登録・マッチング・委託・解除）	
3. 里親養育支援論	32
(1) 子どもの発達・心理に関する基礎知識	
(2) 社会的養護を必要とする子どもの発達・心理的課題の特徴	
(3) アタッチメント	
(4) 子どもの安全	
(5) アセスメント	

(6) 包括的アセスメント	
(7) リスクアセスメント	
(8) 親子関係再構築支援、家族再統合支援	
(9) 面接、事例検討を行うための知識・技術	
4. チーム養育協働論	42
(1) チーム養育、関係機関連携・協働	
(2) 連携・協働先に関する理解	
(3) チーム養育・協働のための技術	
5. 広報と里親のリクルート	45
(1) 広報	
(2) リクルート	
II 演習について	47
1. 演習の重視	47
2. 具体的内容	47
(1) 研修受講動機・目的の確認	
(2) 意見交換・情報交換	
(3) 事例検討	
(4) グループワーク	
(5) ロールプレイ	
(6) 集団討論・発表	
III カリキュラム構成について	51
第3章 フォスタリング機関職員研修カリキュラム	
1. フォスタリング機関職員研修カリキュラムについて	53
(1) カリキュラムの活用対象	
(2) 対象	
2. 日程案	54
3. カリキュラム案	57
4. 研修カリキュラムの将来的な構成について	75

第 1 章 本業務の概要

1. 背景

(1) 都道府県が行うべきフォスタリング業務

平成 28 年 5 月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先の原則が明記された。こうした児童福祉法等の抜本的な改正を受け、厚生労働省では「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、その検討会において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。この経過を受け、厚生労働省は、平成 30 年 7 月、改正児童福祉法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」で示された方向性を踏まえた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示した。現在、各都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下、同じ。）では、この要領を基に、2019 年度末を目標に新たな計画の策定に取り組んでいる。

また、要領においては、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定するとともに、2020 年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することとしている。

(2) フォスタリング・ガイドラインの策定

里親支援に関しては、平成 20 年より実施された里親支援機関事業（平成 29 年 4 月からは里親支援事業）、及び平成 29 年 4 月より実施となった里親支援事業にて、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び委託先団体（里親会、乳児院、NPO 法人等）により、制度の普及啓発や研修の実施、里親委託支援などが実施されてきた。これらの取組の中には里親委託のマッチングや自立支援計画の作成等を含め、里親の新規開拓から自立支援までの幅広い支援を行っている先進事例も存在している。一方で、自治体の方針によって委託の範囲は多様であるため、必ずしも里親支援について一貫した支援が実現されている地域ばかりではなかった。

そこで、フォスタリング業務の具体的な実施について統一的な方針、その担い手における業務の質を担保すること等を目指し、平成 30 年 7 月、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）が示された。ガイドラインは、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）について、里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにするべく、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として策定された。

図表 1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に示されている内容

- 2020 年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。その際、以下の点に留意すること。
 - i フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築する際には、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（平成 30 年7月6日付け子発 0706 第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。
 - ii 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置を検討すること。民間機関への委託の可否を検討するにあたっては、包括的にフォスタリング業務を担うことのできる民間機関を育成するという視点をもって、将来の委託可能性も含め、検討すること。
 - iii 民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、一部の業務のみを委託することも可能であるが、一貫した体制の下に継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。また、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。
 - iv 民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負うものであること。また、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

出典：「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付け子発0706 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

（３）フォスタリング機関職員の人材育成・研修体制づくりに向けて

先に示したガイドラインには、フォスタリング業務の意義、定義及び関係機関の役割分担が示され、さらに、フォスタリング業務の実施方法について、「１．里親リクルート及びアセスメント」、「２．登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修」、「３．子どもと里親家庭へのマッチング」、「４．里親養育への支援」の流れに沿って、これまでの取組の検証も示しながら、具体的かつ目指すべき方向性が示されている。

今後、全国の都道府県が、ガイドラインに基づいて、フォスタリング業務を担う職員の専門性向上、実践的取組につながる研修体制づくりを進めていくこととなる。その際、ガイドラインの趣旨を踏まえ、どのような人材育成方針のもとに、具体的な研修カリキュラムを組み立てるのか、また、研修にあたっての効果的な実施方法、留意点等に関する情報が待ち望まれていると考えられる。

2. 目的

フォスタリング業務においては、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、里親養育への支援の各段階において、里親と子どもについての適切なアセスメント、里親との信頼関係を基盤とした、子どもとの信頼に基づく里親養育のサポートやスーパービジョンまたは支援のコーディネートといったソーシャルワーク、チーム養育を実現するための関係機関との連携などがあり、その業務を担う職員の十分な専門性と里親養育を支援するための資質・能力等が求められる。

本業務では、ガイドラインの内容を踏まえ、フォスタリング業務を担う職員が備えておくべき専門性及び里親養育を支援するために必要となる資質・能力等について、人材育成のポイントとしてとりまとめることを目指した。また、その中から、外部研修機関による研修において取り扱われるべき、具体的な内容、方法、留意点等を記載した研修カリキュラムを作成した。

本業務を通じて作成した、フォスタリング機関職員の人材育成のポイント、フォスタリング機関職員研修カリキュラムを関係機関と共有することで、全国におけるフォスタリング業務の実施体制の強化、質の向上を図ることを目指した。

3. 検討委員会の設置

本業務では、フォスタリング機関職員の人材育成ポイント及び研修カリキュラム等に対して実践的、学術的見地からの助言、指導を受けるため、有識者による検討委員会を設置した。

図表 2 委 員 構 成

(五十音順／○：座長)

氏 名	所 属
吉 川 昭 代	特定非営利活動法人キーアセット 西地区マネージャー
佐 野 多 恵 子	NPO 法人静岡市里親家庭支援センター フォスタリング・アドバイザー
杉 本 真 理	大阪府吹田子ども家庭センター 育成支援課 主査(里親担当)
増 沢 高	子どもの虹情報研修センター 研修部長
○宮 島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
藪 下 聡 美	乳児院積慶園 里親支援専門相談員
横 堀 昌 子	青山学院女子短期大学 子ども学科 教授

【厚生労働省】

厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐 竹中 大剛
 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 社会的養護専門官 河尻 恵
 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 児童福祉専門官 島 玲志

【事務局】

みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 山本 真理
 みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 齊堂美由季
 みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 嘉藤 曜子

4. 検討経過

フォスタリング機関職員の人材育成ポイント及び研修カリキュラム等の検討に向けて、全5回の検討委員会を開催した。各回の議事次第は以下の通りであった。

図表 3 検討委員会の開催経過

開催日時		検討事項
第1回	平成30年10月23日 (火) 15:00~17:00	(1) 研究事業の目的及び概要の共有 (2) フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及びフォスタリング機関職員研修カリキュラムに関する論点整理(議論) (3) 今後の進め方(議論の方針)についての確認 【検討の概要】 - 各委員より、日頃の里親養育、フォスタリング業務に関わる中で実感している、人材育成の必要性や具体的内容等の提示を受けた。 - 議論を進めていくための手段として、フォスタリング業務に必要な能力を抽出し、整理するための「柱立て」(枠組)を確認した。議論を通じ、委員から提案があった「指針・ポリシーの共有」、「資質や倫理」、「必要な知識や技術」を基本とすることが合意された。 - 本会議で提案された意見を上記の柱立てに沿って整理した上で、各委員が日頃考えている人材育成に関する具体的内容を提案して頂き、議論していくこととなった。
第2回	平成30年11月19日 (月) 10:00~12:00	(1) 第2回検討委員会での論点(委員各位の所属機関等における人材育成に関わる研修資料の提供、説明、人材育成のポイント等)に沿って議論 (2) 今後の進め方(検討課題)についての確認 【検討の概要】 - 事務局から、現在、国立武蔵野学院で実施している研修内容が説明され、今後想定される研修の日程、時間数、受講対象などについて検討し、実際の研修イメージについて共有した。 - 各委員から、所属機関等で活用している人材育成に関する研修資料の提供及び説明を受け、人材育成について追加の意見を求めた。 - 前回合意された「柱立て」を踏まえた上で、各委員からさらに意見を求め、整理する柱立てを、以下の4点に改めた。 i. フォスタリング機関の職員が共有すべき原則 ii. フォスタリング機関の職員に求められる資質 iii. フォスタリング機関の職員に必要な知識 iv. フォスタリング機関の職員に必要な技術 - 本会議で提案された意見や情報などを事務局において追加、整理し、まとめたものを各委員にメール等で提示し、次回の会議では、研修カリキュラムとして取り扱う内容について、引き続き意見を頂くことを依頼した。

開催日時		検討事項
第3回	平成30年12月11日 (火) 9:30~11:30	(1) 第3回検討委員会での論点(フォスタリング機関職員の人材育成のポイント)について議論 (2) 研修カリキュラム案の構成及び次回に向けて(今後の進め方)について確認 【検討の概要】 ・第2回で議論された内容を整理したもの、会議開催前に各委員から提案された内容を資料として提出し、説明を行った。 ・上記の資料をもとに、追加や整理すべき事項について議論した。前回までに確認し、合意した議論の柱立ての他、各委員から提案された意見を、実際のカリキュラムの講義科目として落とし込むための作業が必要であることが確認され、これを以下の「4つの学び」として整理するとともに、この4つに含まれないもの、あるいは、独立して設けた方が望ましいその他の項目1つを設けることが合意された。また、これらの「学び」に相応しい「科目名」についても検討を行った。 i. 法律及び制度(里親制度、里親の権限と実親の権限、家族、フォスタリング業務とは) ii. 子どもの権利、子どもの発達及び心理的課題 iii. アセスメント(包括的なアセスメントとリスクアセスメント/アセスメント対象:子ども・実家庭、里親家庭、里親と子どもとの関係、里親と実家庭との関係) iv. 協働の促進とネットワーキング(連携対象:他機関・異分野・地域・公/民) v. その他 広報とリクルート、新しい動き(施策や手法など) ・事務局において第3回の議論を整理し、次回はこれまでの検討をもとに作成する研修日程とカリキュラムの原案を踏まえ議論することとした。
第4回	平成31年2月4日 (月) 10:00~12:00	(1) フォスタリング機関職員研修のカリキュラムと日程(各講義科目の時間数、講義科目の配置と演習との関係を含む)案の検討 (2) フォスタリング機関職員研修カリキュラムについての検討(原案への意見、修正の提案、実施上の留意点など) (3) 今後の進め方 【検討の概要】 ・事務局及び事務局と事前に調整した専門官及び委員長から原案について説明を行った。 ・原案には、これまでの議論が適切に盛り込まれているか、特に、人材育成のポイントとして取り扱うべき事項に漏れがないか、また、重要性や強調すべき内容を踏まえ、バランスの内容が適当か等を検討した。 ・次回は、本会議での議論を踏まえ、日程及びカリキュラムの修正案を作成し、本調査研究の報告書案も示し、議論することとした。

開催日時		検討事項
第 5 回	平成 31 年 3 月 11 日 (火) 10:00～12:00	(1) フォスタリング機関職員研修カリキュラムについて議論 (2) 報告書案の検討 【検討の概要】 ・ 第 4 回の議論を反映して修正したカリキュラム原案を含む報告書案を事務局が説明し、各委員から意見を求めた。まず、人材育成のポイントについて記述漏れの有無や表現の確認等を行い、これを修正し、研修カリキュラム案及びその日程案に落とし込むことが合意された。 ・ 演習を各講義科目ごとに実施することが伝わる形式で記述することを確認した。

5. フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及びフォスタリング機関職員研修カリキュラム等の検討方法

検討にあたっては、1) フォスタリング機関職員の人材育成のポイントについて、その全体像の整理し、2) 外部機関がフォスタリング機関の職員研修を実施する場合に、その研修カリキュラムで、取り扱うべき事項の2点について議論した。

これらの議論を行うための方法、議論の流れは以下の通りであった。

第1に、フォスタリング機関職員の人材育成のポイント（全体像）を整理するために、フォスタリング業務を行う人材に求められる力量（コンペテンシー）について、「4つの柱立て」に基づいて議論した。

第2に、4つの柱立てに基づいて議論して得られたフォスタリング業務を行う人材に求められる力量（コンペテンシー）を獲得するために必要な内容を、具体的な研修プログラムに落とし込むために、「4つの学び（その他を含めると5つ）」に整理した。

第3に、第1、第2で得られた内容を、実際の研修日程・時間数で扱えるようにするために、想定される研修日程案（科目数、各時間数）を検討し、学びの柱を実際の研修科目に置き換えながら、各研修科目ごとに取り上げるべき内容を盛り込んだカリキュラム案を作成した。

「4つの柱立て」:

- i. フォスタリング機関の職員が共有すべき原則
- ii. フォスタリング機関の職員に求められる資質
- iii. フォスタリング機関の職員に必要な知識
- iv. フォスタリング機関の職員に必要な技術

「4つの学び」:

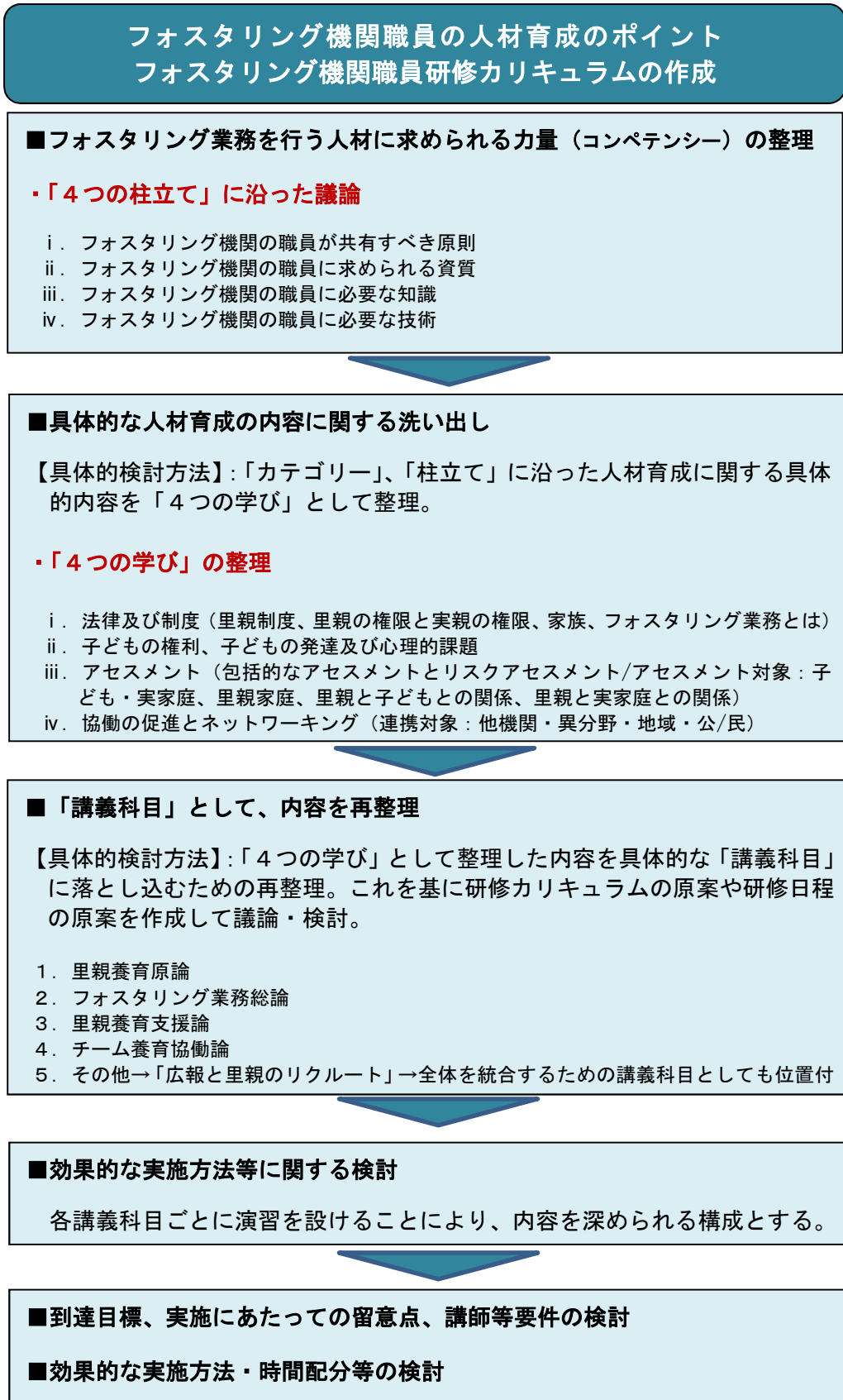
- i. 法律及び制度（里親制度、里親の権限と実親の権限、家族、フォスタリング業務とは）
- ii. 子どもの権利、子どもの発達及び心理的課題
- iii. アセスメント（包括的なアセスメントとリスクアセスメント/アセスメント対象：子ども・実家庭、里親家庭、里親と子どもとの関係、里親と実家庭との関係）
- iv. 協働の促進とネットワーキング（連携対象：他機関・異分野・地域・公/民）
- v. その他

「4つの柱立て」のもと「4つの学び」として検討した内容を、具体的なカリキュラムへ落とし込むために枠組みとした5つの講義科目:

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 里親養育原論 | 2. フォスタリング業務総論 |
| 3. 里親養育支援論 | 4. チーム養育協働論 |
| 5. 広報と里親のリクルート | |

※各講義科目ごとに演習を設けて内容を深める。

図表 4 検討のながれ（全体像）



第 2 章 フォスタリング機関職員の人材育成の全体像

I フォスタリング機関職員の人材育成の全体像

フォスタリング機関職員の人材育成について抽出されたテーマ、ならびに具体的な内容は、次頁からの一覧表の通りであった。

なお、一覧表中の「シラバス」の区分は、各項目の検討結果を反映したカリキュラム〔第 3 章参照〕の科目を以下の凡例で表している。

【一覧表中の「シラバス」の凡例】

- ①：里親養育原論 1〔子どもの権利と心身の発達〕
- ②：里親養育原論 2〔現代の家族像と関連法制度、社会的養護〕
- ③：里親養育原論 3〔里親制度と里親支援、フォスタリング業務の在り方〕
- ④：フォスタリング業務総論
- ⑤：フォスタリング業務各論 1〔里親養育支援論〕
- ⑥：フォスタリング業務各論 2〔チーム養育協働論〕
- ⑦：フォスタリング業務各論 3〔広報と里親のリクルート〕
- ⑧：演習

Ⅰ．フォスタリング機関職員の人材育成の全体像															Ⅱ．演習								
1：里親養育原論				2：フォスタリング業務総論				3：里親養育支援論				4：チーム養育協働論				5：広報と里親のリクルート							
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容				
1-（1）： 子どもの権利	原則	①	子どもの権利条約に基づき、個々の子どもの人権尊重、奪われやすい子どもの人権尊重について理解。	2-（1）： フォスタリング業務とは	原則	③・④	フォスタリング業務とは何か、その理念に関する理解。	3-（1）： 子どもの発達・心理に関する基礎知識	原則	①・⑤	発達を理解することは子どもの理解に通ずるという認識を深めることの重要性の理解（子どもの発達を理解することが子どものニーズを理解することを助け、その後の子どもと家庭に対する、適切なアセスメントや有効な支援の展開につながることの理解）。	4-（1）： チーム養育、関係機関連携・協働	原則	④・⑥	児童相談所をはじめとする里親支援に関係する機関・団体は、対等な関係の下、それぞれにおける法・制度上の位置づけ、専門性、役割を理解し、尊重することの重要性についての理解。	5-（1）： 広報	知識	⑦	児童相談所とフォスタリング機関間で里親委託を必要とする子どものニーズに応えられる里親像を具体的に共有し、地域の特性に応じた効果的な広報・リクルート活動を展開することの理解。	(1)： 研修受講動機・目的の確認	原則	⑧	研修を受講するにあたって、その目的、身につけたいことを明確化し、また、参加者間で共有することで、研修に対する受講意欲を高め、参加者間の関係性を構築する。
	原則	①	子どもが権利の主体であること、その理念に基づいた支援の在り方についての理解。		知識	③・④	フォスタリング業務の目的、定義、成果目標に関する理解（「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」を参照する）。		原則	①・⑤	発達を理解することは社会的養護の子どもが直面しがちな心の危機の理解に役立つことの理解。		原則	④・⑥	関係機関等と連携して、アセスメントに必要な情報を収集・統合し、情報共有することの重要性についての理解。		知識	⑦	効果的な広報手法としての、イメージの統一の重要性に関する理解。		知識	⑧	参加者の問題意識を共有化することで、フォスタリング業務に関する多様な取組課題を知る機会とする。
	原則	①	子どもの参加、意見を表明する権利を遵守することに関する理解。		知識	③・④	ソーシャルワークに関する基礎知識の理解（支援プログラムの導入だけが先行することなく、ソーシャルワークの原理を深く理解し実践することが重要であること）。		原則	①・⑤	心の発達は連続性があり、分断されないよう支援することが重要であることの理解。		原則	④・⑥	里親家庭、実親への支援について決定した重要な事項を、関係者全員で共有することの理解。		知識/技術	⑦	各地域で多くの市民が、社会的養護や里親制度について関心を持つ可能性・機会を得るよう、複数回、目に触れるための効果的な広報手法、仕掛けに関する知識の理解、実践のための技術。	(2)： 意見交換・情報交換	原則	⑧	所属している機関におけるフォスタリング業務に関する基本的な考え方について、参加者が相互に共有することにより、多様な視点の在り方を知る。
	原則	①	子どものかけがえのない命を守り、人権を尊重する制度であることへの理解。		知識	③・④	フォスタリング業務における委託事業について（行政施策を受けた各団体のビジョンと戦略、事業経営について）の理解。		原則	①・⑤	育ちをつなぐことの重要性、そのつなぎ方に関する理解。			④・⑥	連携・協働する相手に対して敬意を払い、思いやりと誠実さをもった言動ができる、人を大切にする姿勢の重要性の理解。		知識/技術	⑦	効果的な広報手法についての新しい取組事例の情報、技術。		知識	⑧	それぞれの地域において、支援ニーズに応えるため、どのような体制であるかや取組の実際について、参加者間で相互に事例を知る。
	原則	①	すべての子どもを社会全体で育むことに関する理解。	2-（2）： フォスタリング業務の原則（実践哲学）	原則	④	子ども、実親、里親の人権を尊ぶことの理解。		知識	①・⑤	子どもの認知、言語発達、情緒発達、関係性の発達、社会性の発達、道徳性の発達等の発達領域ごとの発達の流れの理解。			④・⑥	チーム連携のためのマネジメント力、コミュニケーション力、想像力を有しておくことの重要性に関する理解。		知識/技術	⑦	効果的な広報・リクルート活動を行う前提として地域の特性を確に把握できるリサーチ能力。		知識	⑧	各地域の課題を相互に共有することにより、多角的に問題を捉えられるようにする。
	原則	①	児童福祉法の理解（法の理念、全体像、改正の趣旨）。		原則	④	人（子ども、実親、里親）を環境との相互関係を踏まえて捉え、生活と人生との文脈の中で理解することの重要性についての理解。		知識	①・⑤	乳児期、幼児期前期、幼児期後期、学童期、思春期、青年期、成人期の各発達段階における心の発達課題と心の危機の理解。			④・⑥	抱え込みと孤立を避けてチームとして動くことの重要性についての理解。		知識/技術	⑦	地域の実状に適した、自ら実践の場で広報活動を行うための技術。	2-（3）： 事例検討	知識	⑧	里親や里親養育経験者からの話を直接聞き、当事者の視点からの討議を行い、その視点を学ぶことや、不調事例を題材に里親、子どもが抱える課題、悩みを理解する。
1-（2）： 子どもの心身の発達	資質	①	子どもの最善の利益を追求する姿勢が重要であることへの理解。		原則	④	里親制度における養育の支援とは、子どもへの支援、実親への支援、里親への支援の統合であることへの理解。		知識	①・⑤	アタッチメントとアタッチメントスタイルの理解。			④・⑥	決めつけ、思い込みによる弊害と、多面的なものの見方を意識することの重要性の理解。		技術	⑦	自治会、町内会等での回覧、資料の全戸配布、大学、短期大学、生涯学習センター、民生委員児童委員協議会等を対象とした、出前講座の開催方法に関する技術。		知識/技術	⑧	事例検討を通じて、関係機関の役割（例：児童相談所、実親、児童福祉施設、母子保健・子ども子育て機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会、地域の子育て支援機関等）を知り、協働で支援するために必要な技術を獲得する。
	知識	①	関係法令（児童福祉法、同施行令、同施行規則、里親養育の最低基準）を遵守することの理解。		原則	④	里親養育とは、「里親の生活と人生という極めて私的な領域において、公的に子どもを迎え入れる養育である」という特質についての理解。		知識	①・⑤	基本的な生活習慣の確立と自律性の関係についての理解。		知識	④・⑥	カンファレンスの開催、委託前調整等のプロセスにおける連携の意義等といった、連携・協働の重要性、必要性に関する理解。		技術	⑦	里親養育制度に関する説明会の開催、里親月間における講演会、里親経験者による体験談を紹介する会の開催等の技術。		技術	⑧	子ども、里親の話の中から、何に困っているかを聞き取るための技術を獲得する。
	知識	①	子どもの権利ノートについての理解。		原則	④	フォスタリング業務を実施する上で、関係法令（児童福祉法、同施行令、同施行規則、里親養育の最低基準）を遵守することの理解。		知識	①・⑤	思春期の心身の変化と心の危機、及び青年期のアイデンティティと心の危機についての理解。		知識/技術	④・⑥	委託の打診から委託前の調整、委託直後における養育のサポートといった、支援の最初の過程において適切なエンゲージメントを構築するための知識、技術。		技術	⑦	市広報紙、新聞、テレビ、ラジオを活用した普及啓発の手法に関する技術。		技術	⑧	里親や関係機関に伝えることを前提に、簡潔、的確に事例の概要や課題を説明するための技術を獲得する。
	原則/知識	①	子どもの発達を理解することが、フォスタリング業務、里親養育の基本であることの確認・理解。		原則	④	スーパービジョンに関する正しい理解と実践。		知識	①・⑤	発達段階における遊びの特徴、意味についての理解。		知識/技術	④・⑥	アセスメントに必要な情報を収集し統合する能力・技術（情報を収集する力、里親に対して適切な行動観察や養育記録ができるよう指導する技術など）。	5-（2）： リクルート	原則	⑦	リクルート活動から児童の委託後まで、一貫した理念のもと、里親養育への支援を行うことの意義に関する理解。	(4)： グループワーク	知識/技術	⑧	題材をもとにエコマップを作成し、自立支援計画を作成するために必要な知識と技術を獲得する。
	原則/知識	①	子どもの発達を理解することは、フォスタリング業務及び里親養育の要の一つであるアセスメントを行う上での基盤となることの認識。		原則	④	フォスタリング機関職員の専門性向上は、まさにこれからの課題であることの認識づくり（共に磨り上げていく姿勢）。	3-（2）： 社会的養護を必要とする子どもの発達・心理的課題の特徴	原則	⑤	社会的養護を必要とするに至った養育環境が子どもにもたらす様々な影響を理解することの重要性の理解。	4-（2）： 連携・協働先に関する理解	知識	⑥	児童相談所、実親、里親会、基礎自治体の子育て支援主管課、保健（福祉）センター、福祉事務所、保育所、幼稚園、小・中学校（特別支援学校、特別支援学級）、医療機関、児童福祉施設、障害者施設・通所サービス提供機関、発達障害者支援センター、心身障害児福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、助産師会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、民間も含めた地域の子育て支援機関・組織等に関する知識の獲得。		原則	⑦	地域に根差したリクルートを展開し、リクルーターが里親になろうとする人にとってのフォスタリング機関の顔として活動する意識を持つことの重要性についての理解（リクルート活動は、里親希望者とフォスタリング機関間の信頼構築のための入り口、社会的養護に関する社会的理解を得るための入り口であること、リクルートを通じて構築した信頼関係をソーシャルワーカーが引き継いでいくという考え方を理解すること）。		知識/技術	⑧	生じることが想定されるコンフリクトを挙げ、葛藤の構造と解決策を議論する（例：里親と学校、里親と児童相談所、児童相談所と支援機関等）。
	知識	①	子どもの身体的成長や認知発達の概要の理解。		知識	④	里親が対応できる範囲を超えた無理な委託を進めることから生じる課題に関する理解。		原則	⑤	子どもがどのような事情でどのような課題を抱えざるを得なかったかを理解することの重要性の理解（多くの子どもが心身に重い課題を抱え、それらは極めて個別的である。子どもが通常示す行動を期待しても、それに応えられない場合は少なくなく、その事情について理解がなければ、里親と子どもとの間に齟齬が生じて、関係はこれ、不適切な養育へと進んでしまう危険がある。）		知識	⑥	要保護児童対策地域協議会の機能と役割に関する理解。		原則	⑦	リクルーター、ソーシャルワーカーそれぞれの役割を認識して、それぞれの職員が連続性を持ち、チームワークにより支援にあたることの重要性の理解。	(5)： ロールプレイ	知識/技術	⑧	新たに子どもを委託する場面を設定し、関係者が参加する「応援ミーティング」を模擬実施する。
	知識	①	運動発達と心的発達の発達のおおよその指標に関する理解。	2-（3）： フォスタリング機関の職員に求められる資質	資質	④	〔支援者としての基本的資質について〕多様性を尊重できる人材であることへの理解。		原則	⑤	子どもの回復力や課題に立ち向かえる力に注目することの重要性の理解（子どもが持つこつした力（ストレングス）に着目することが里親養育を支える大きな力となることの理解）。		知識	⑥	地域の子育て支援サービス（機能、組織）の理解と、活用方法等に関する知識の獲得。		知識	⑦	里親認定前研修で実施する内容についての理解。		知識/技術	⑧	模擬カンファレンスを実施し、場の設定、進行、ファシリテーション等、カンファレンスを行う際に必要な知識・技術を獲得する。
	知識	①	心的発達の段階と各発達段階ごとの課題及び特有の行動に関する理解。		資質	④	〔支援者としての基本的資質について〕誠実であり、約束を守ることができる人材であることへの理解。		資質	⑤	子どもが示す症状や問題行動には、必ず原因や理由があり、それを理解しようと努める姿勢。		知識/技術	⑥	母子保健事業、妊娠期からの母子保健・支援との連携に関する理解。		知識	⑦	里親養育支援を担う個々の担当者の保有資格、業務経験、バックグラウンドに応じて必要となる、再度確認すべき里親養育に関する原理、目的の確認の重要性に関する理解。		知識/技術	⑧	委託前調整の場面を設定し、ロールプレイにより参画機関の役割を学び、提案、意見調整等を技術を学ぶ。
	知識	①	ライフサイクルに関する理解。		資質	④	〔支援者としての基本的資質について〕透明性を重視する人材であることへの理解。		資質	⑤	子どもの力を信じる力や未来に希望を抱く力。		知識/技術	⑥	施設養育を経験してきた子どもの場合、当該社会的養護関係施設等での生活、養育の状況を把握し養育をつなぐことに関する理解、社会的養護関係施設等との協働関係の構築に向けた技術の獲得。		知識/技術	⑦	里親希望者のリクルート時、ガイダンス時に伝えるべき情報、入手すべき情報（地域のニーズに応じた委託可能な里親家庭のリクルート）についての知識と実施方法の獲得。		知識/技術	⑧	里親家庭に対するモニタリング方法について学ぶ。

Ⅰ．フォスタリング機関職員の人材育成の全体像																									Ⅱ．演習				
1：里親養育原論					2：フォスタリング業務総論					3：里親養育支援論					4：チーム養育協働論					5：広報と里親のリクルート									
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容		カテゴリー	柱立て	シラバス	内容		カテゴリー	柱立て	シラバス	内容		カテゴリー	柱立て	シラバス	内容		カテゴリー	柱立て	シラバス	内容						
	原則	③	〔里親養育の特性について〕 里親養育が一般家庭を基盤として、社会的養護を実践するものであることの理解			資質	④	里親が持っている力を活かすという姿勢の理解。			技術	⑤	子どもの良い側面や潜在する能力を見出し、記録、報告する技術。																
	原則	③	〔里親養育が子どもにもたらす変化について〕 里親の一貫した適切な養育が、子どものポジティブな変化を生むことに関する理解。			資質	④	強みに焦点をあてることができることの理解。		3-（3）： アタッチメント	原則	①・⑤	アタッチメント形成は、人間が生き、成長・発達する基盤となる重要な概念であることの理解。																
	原則	③	〔里親養育が子どもにもたらす変化について〕 里親養育の安定の上に子どもの安定的成長が保障されることの理解。			資質	④	人の強みを引き出す力を持つことの理解。			資質	①・⑤	探索行動が生れる条件として愛着行動の意味を十分に理解し、子どもにとっての愛着の基地として機能するためにはどうあるべきか、どのような家族であるべきか、どのように愛着の対象としての里親や家族を支えるかを常に考える姿勢。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 養育理論等を継続的に学んでいく姿勢が求められることの理解。			資質	④	里親の子育て経験の有無に関わらず里親に寄り添い育てていく姿勢を有することの理解。			知識	①・⑤	アタッチメントの学びなおしの重要性に関する理解（参考例：全国乳児福祉協議会の研修体系）。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 里親を子どもの養育を担う実践者として尊重することの理解。			資質	④	里親に寄り添い、気持ちを汲む。その上で伝え、導くことの重要性に関する理解（受け止められてこそ、受け止めることができることの理解）。			知識	①・⑤	アタッチメント行動、探索行動、安全感の輪、安全の基地としての愛着対象、愛着のスタイル等に関する理解。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 子どもの養育に責任をもつことに関する理解。			資質	④	失敗と感じる経験であったとしても、振り返りを通じて、里親が成長していくものであるという、課題のみを捉えるのではなく、成長過程を見守る姿勢の重要性に関する理解。			知識	①・⑤	愛着形成の3つの要件の理解（生理的欲求と情緒的欲求への応答性、連続かつ一貫した養育者の応答性、子どもに対する思い入れ）。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 里親養育については、個別性を大事にすることの理解。			資質	④	「待ち」の姿勢ではなく、里親家庭の支援課題、働きかけのポイントを自ら探しにいくという姿勢の重要性に関する理解。			知識	①・⑤	複数の愛着対象による相互補完的な養育、養育環境の移行を可能とする愛着対象同士の関係性の構築、愛着の対象との再開の意味など理解。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 里親の強みを引出し、それを活かした養育が展開できるように努め、フォスタリング機関の職員と里親とが信頼感に基づきともに支援する体制（エンゲージメント）を構築し、里親となる生き方を一緒に考えていく視点の重要性の理解。			資質	④	里親家庭からの相談には、すぐに返答すること等を通じて、里親とフォスタリング機関が協働し、チームとして子どもを養育していることこの理解深化に努めることの重要性に関する理解。			技術	①・⑤	里親養育の生理的、情緒的応答性を高める技術（子どもの体験を共有し、共感し、言葉をそえる応答性を高めていけるような支援の取組を理解する。また、カウンセリングや関係性構築のプログラムの実施などの内容や目的を理解する）。																
	原則	③	〔里親養育への支援について〕 里親に過重な負担をかけ過ぎてはならないことの理解。			資質	④	フォスタリング機関の職員、もしくは里親養育の成果を規定しにくい理由に関する理解（例：委託率、不調率等だけでは、評価できない点があること。多様なニーズを有する子どもに対応できていることそのものが重要な成果であること。単一の成果指標に縛られない、多面的な成果指標に基づき評価することの重要性に関する理解）。			技術	①・⑤	愛着の対象が安定するよう支える技術。																
	知識	③	里親制度全般、児童福祉法、同施行令、規則、通知等に関する理解。		2-（5）： 具体的支援技術（関係を築く力）	原則	④	表明された子どもの気持ちや願いを把握することの重要性の理解。			技術	①・⑤	里親が抱え込まず、他の愛着対象ともチームを組んで子どものアタッチメントを育めるよう支援するために必要な技術（グループカンファレンスなど）。																
	知識	③	特別養子縁組制度における審判手続き等に関する理解。			技術	④	里親養育の安定、質の向上のために、子どもと里親に関心を払うことの重要性の理解。			技術	①・⑤	愛着対象をつなぎとめ、関係を継続できるよう支えるソーシャルワークの技術（過去の愛着対象との関係を切らずにつないでいく技術）。																
	知識	③	養育者が中途養育を経験する中で抱く母性・父性が、子どもの愛着形成によい影響を及ぼすことの理解。また、この理解するために必要となる、一般的な親子関係、身体機能、心理的機能の理解。			技術	④	寄り添い、ともに考えていくことの重要性に関する理解（指導や押し付けでは心を開かない、心を開かないと問題の本質が開けず、把握できなかったことにより、予期せぬ事態に陥る。参考例：看護学における「寄り添い」からの学び）。			技術	①・⑤	里親（養育者）自身の愛着パターン、過去のトラウマや喪失感への手当て、愛着の対象となる里親が抱く心理状態について理解し必要な支援を行うための技術。																
	知識	③	多様な育ちに関する理解。			技術	④	里親養育における、寄り添い、ともに考える支援の在り方に関する理解。		3-（4）： 子どもの安全	知識	⑤・⑥	乳幼児期から青年期までの幅広い年齢層の子どもの保健、医療、安全に関する理解。																
1-（6）： 里親等の権限	原則	③	「子どもの利益」が最優先されるべきことの理解。			技術	④	子どもと里親を支えるネットワークを構築する技術の獲得。			知識	⑤・⑥	乳幼児健康診査、母子手帳等、母子保健、子どもの健康管理に関する理解。																
	原則	③	里親・実親が対立関係ではなく、里親・実親が一致した養育目標に基づく共通認識をもつことの重要性の理解。			技術	④	考える力、イメージする力を獲得することの重要性の理解。			知識	⑤・⑥	乳幼児揺さぶられ症候群に関する理解。																

Ⅰ. フォスタリング機関職員の人材育成の全体像																Ⅱ. 演習				
1: 里親養育原論				2: フォスタリング業務総論				3: 里親養育支援論				4: チーム養育協働論								5: 広報と里親のリクルート
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	
	原則	③	権限行使にあたり措置権限者（委託者）と 刷り合わせを行うことの理解。		技術	④	信頼関係を構築するにあたって必要となる 技術に関する理解。		知識	⑤・⑥	乳幼児突然死症候群、不慮の事故につい ての理解、回避するための知識の獲得。									
	知識	③	里親の権限と親権（委託中、実親の同意が 必要な事項）等に関する理解。	2-（6）： 具体的支援 技術（話を聞 き理解する 力）	原則	④	相手の立場に立って聴き取る力（知って理 解する力）、それを支える共感力や想像力 の重要性の理解。		知識	⑤・⑥	ソーシャルメディアからの被害防止に関す る理解。									
	知識	③	実親、養子縁組里親、養育里親の制度上 の理解並びに法律上規定されている里親、 実親の権限等に関する理解（例：親権の範 囲、進路決定、大きな買い物）。		原則	④	里親及び里親家庭の悩みや葛藤に気づくこ とができる能力の獲得（里親が自ら話さな い場合に支援者側が気づくことが重要）。		知識	⑤・⑥	性被害／加害の防止に関する理解。									
	知識	③	権限が行使される具体的な場面、事象につ いての理解。		技術	④	傾聴力の強化に関する理解。		知識	⑤・⑥	救急救助の方法に関する理解。									
	知識	③	里親養育の最低基準についての理解。		技術	④	子どもや里親の支援ニーズを察知し、支援 ニーズに応えるための具体的なアクション が起こせることの理解。		知識	⑤・⑥	火災を含む災害対策に関する理解。									
	知識	③	里親の守秘義務についての理解。	2-（7）： その他の具 体的支援技 術	技術	⑤～⑧	呼び名の決め方に関する理解（里親だけで なく子どもを含めたチームで決めていく姿勢 の重要性）。		知識	⑤・⑥	実親・里親から子どもを守らなくてはならな いケースも発生しうること及びその対応を事 前に検討することの必要性の理解。									
1-（7）： 里親養育に 関する留意事 項	知識	③	里親制度における家庭養育のメリット（児童 にとって、特定の養育者と地域の中で生活 することの価値の理解）と限界（里親が全て を担いきれるものではない）に関する理解。																	
	知識	③	里親自身のライフステージによって家族は 変化すること、家族の状態変化により脆さ も呈する局面があることの理解。		技術	⑤～⑧	実親との面会に関する理解。		知識	⑤・⑥	学校等でのいわれのない誹謗・中傷が起こ りうること及びそのことから子どもを守る仕 組みづくりための対応に関する理解。									
	知識	③	子どもが有する支援課題に十分対応できな かったことによる「里親の不適切なかわ り」が子どもに及ぼす影響に関する理解。		技術	⑤～⑧	子どもが実親との関係や育ちを振り返り整 理するための支援を含め、子どもが抱く疑 問や問いに気づき、応じる「テリング」に関 する理解。	3-（5）： アセスメント	原則	⑤・⑦	社会的養護を必要とする子どもを正しく理 解する前提として、それぞれの子どもが抱 える個別的で複雑な家庭環境や周辺事情 の理解に努めることの必要性を理解。									
	知識	③	被措置児童等虐待に関する理解（里親養 育においては時に被措置児童虐待が発生し うる可能性があることを知る）。		技術	⑤～⑧	養育困難を抱える里親に対するスーパービ ジョンの在り方、不安感・不信感を軽減する ための技術の獲得。		知識	⑤・⑦	社会的養護を必要とする子どもにアセスメ ントは必須であるとの認識を踏まえることの 重要性と、アセスメントの内容に関する基本 的な理解。									
	知識	③	里親委託解除に係る里親の喪失感の理 解。		技術	⑤～⑧	里親が心身の健康状態を保つための支援 に関する理解。		知識	⑤・⑦	アセスメントの目的、意義、活用方法等につ いての理解（子どもの特性、家族の状況、 子どもと家族の生活歴、心理所見、医学所 見等ケースに関する様々な情報を総合さ せ、子どもの生物学的課題、心理的な課 題、環境による課題の3つの側面からケー スを理解し、それら理解を踏まえて、方針と 具体的な対応の在り方を見出す作業である ことの理解）。									
	知識	③	委託児童のプライバシーの保護の観点から 地域の母親仲間に加わりにくいなど、心理 的な負荷がかりやすく、孤独感を抱きや すいことへの理解。	2-（8）： 関係機関・社 会資源・支援 制度等	知識	④	児童相談所の役割及びその責任に関する 理解。		知識	⑤・⑦	アセスメントとは、対象者の弱み・課題を発 見・評価するだけでなく、強みも発見・確認 する総合的なものであり、一方的にジャッ ジするものではないことの理解。									
	知識	③	不妊治療後の孤独感や喪失感を抱えた家 庭が増加していることを踏まえて支援する 必要があることの理解。		知識	④	子ども、家族を支えるための様々な社会 サービスや社会資源についての基礎知識 に関する理解。		知識	⑤・⑦	包括的アセスメントとリスクアセスメントに関 する理解。									
	知識	③	里親家庭が安心して生活し続けられるため には、地域の理解を得る取組が必要なこと もあることの理解。		知識	④	子どもの状況（発達障害、愛着障害等）や 成長・発達の段階に応じて関係する社会資 源についての理解。		知識	⑤・⑦	アセスメントの対象者に関する理解（例：子 ども、里親、実親、里親の家族、支援者な ど）。									
	知識	③	ペアレンティングの三つの側面（生物学的・ 法的・ケア的）に関する理解。		知識	④	自立に向けた支援策、制度に関する理解。		知識	⑤・⑦	関係性のアセスメントに関する理解（関係 性の例：里親と子ども、実親と子ども、里親 と実親、支援者と里親、支援者と子ども、支 援者と実親など）。									
	知識/技術	③	子どもが自らの出自を知る権利を保障する 支援に関する理解。	2-（9）： 情報管理・守 秘義務	知識	④	子どもの情報、里親の情報等の取扱いにお ける留意点に関する理解。		知識	⑤・⑦	里親家庭の親族との関係性についての理 解。									
	知識/技術	③	子どもと実親間の親子関係を再構築する支 援及び家族再統合へ向けた支援も里親養 育における取組の1つであることの理解。		知識	④	個人情報の管理についての理解。		技術	⑤・⑦	関わりながら行動観察するために必要な技 術。									

Ⅰ．フォスタリング機関職員の人材育成の全体像																	Ⅱ．演習			
1：里親養育原論				2：フォスタリング業務総論				3：里親養育支援論				4：チーム養育協働論				5：広報と里親のリクルート				
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	
				2-（10）：支援の流れに応じて必要となる技術	原則	⑤・⑥	フォスタリング機関が関わることにについて子どもに説明し納得してもらうことの重要性の理解。		技術	⑤・⑦	聞き取りの技術（関係性や状況に応じた適切な質問を行う技術）。									
					原則	⑤・⑥	実親と里親がともに養育に参加していくことの重要性の理解。		技術	⑤・⑦	記録の技術。									
					原則	⑤・⑥	里親に対して、委託措置に関しての記録等に基づき、しっかりと情報提供を行うことの重要性の理解。		技術	⑤・⑦	理論や知見を踏まえた子どもと家族を理解するために必要な技術。									
					原則	⑤・⑥	モニタリングの重要性の理解。		技術	⑤・⑦	カンファレンスの意義とそこで検討するために必要な技術。									
					知識	⑤・⑥	里親家庭が対応できる範囲を超えた無理な委託が、養育の不調の一因になるうることの理解。		技術	⑤・⑦	アセスメントの内容を分かり易く伝える技術。									
					知識	⑤・⑥	委託された子どもが表す行動に対して生じがちな、里親の受け入れがたい感情への気づきと対応についての理解。受け入れがたい感情が生じた場合のアンガーマネジメントの方法に関する理解。		技術	⑤・⑦	つねにアセスメントをふり返り、修正していくために必要な技術。									
					知識/技術	⑤・⑥	養育の不調の防止、被措置児虐待の防止に向けた取組等に関する理解。		技術	⑤・⑦	子どもの回復、修復を図り、家族の関係再構築を目指した自立支援計画を作成する技術。									
					知識/技術	⑤・⑥	養育の不調が生じた場合に早期に対応するための具体的な方法の理解。	3-（6）：包括的アセスメント	原則	⑤・⑦	子どもの症状や問題行動だけではなく、子どもの全体像を理解し受け止めることの重要性の理解（特に子どもの潜在能力や魅力など肯定的な側面も重視することの意義等の理解）。									
					知識/技術	⑤・⑥	委託解除後の支援、交流方法等に関する理解。		資質	⑤・⑦	問題点のみに着目するのではなく、肯定的な側面も捉えようとする姿勢と感性。									
					技術	⑤・⑥	「問い合わせ」から「登録」までの間に必要となる、調査、個別面接、夫婦面接、家族面接、家庭訪問等に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	子どもの気持ちや願いを把握することの意義の理解。									
					技術	⑤・⑥	様々な研修に関する情報を把握しておくことについての理解。		知識/技術	⑤・⑦	子どもの全体像（身体的側面、心理的側面、社会的側面）についての理解。※課題（症状や問題行動）に限定せず、肯定的な側面（能力、趣味、特技、魅力等）についても理解。									
					技術	⑤・⑥	未委託里親の把握、委託に向けてのモチベーションを維持するための方策等に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	家族や生活の状況についての理解（家族の状況、学校等での様子、生活歴など）。									
					技術	⑤・⑥	多様な子ども、実親、多様な里親家庭を前提とした、マッチングの意味及び留意点に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	心理検査、心理所見についての基礎的な理解。									
					技術	⑤・⑥	委託初期に発生する、子どもの適応過程において生じる支援課題、メンバーが加わることによる里親家庭の変容に関する課題、表面化する隠されていた課題に対応していくことに関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	医学診断についての基礎的な理解。									
					技術	⑤・⑥	実親との交流に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	心的発達課題を踏まえた子どもの心的発達の評価。									
					技術	⑤・⑥	ライフステージごとに必要となる支援に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	子どもに関わる情報を統合し、子どもの示す症状や問題行動の原因や背景を検討することの重要性の理解。									
					技術	⑤・⑥	家庭引取りと、里親の喪失感等に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	生活歴をふまえたストーリーとしての子どもの人生史として、肯定的な側面を含めたその子どもらしさをライフストーリーに位置づけて全人的に理解。									
					技術	⑤・⑥	子どもの自立に向けた支援に関する理解。		知識/技術	⑤・⑦	子どものレジリエンス（回復力）やトランス（逆境に打ち勝つ力）に着目して子どもの力を評価することの重要性の理解。									
									知識/技術	⑤・⑦	把握した情報に基づき、課題の解決及び肯定的な側面を強化する方針を設定することの重要性の理解。									
									知識/技術	⑤・⑦	子ども・実親・里親の意向や願いを踏まえた実現可能な手立てを見出していく視点の理解。									

Ⅰ．フォスタリング機関職員の人材育成の全体像																							Ⅱ．演習			
1：里親養育原論				2：フォスタリング業務総論				3：里親養育支援論				4：チーム養育協働論				5：広報と里親のリクルート										
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容			
									技術	⑤・⑦	子どもの状態像を把握する行動観察の技術。															
									技術	⑤・⑦	家族や児童相談所・学校等の関係機関からの聴き取る技術。															
									技術	⑤・⑦	心理所見や医学的所見の活用に関する技術。															
									技術	⑤・⑦	自立支援計画を作成する技術（里親と子どもの関係構築、子どもの回復と健全育成に向けた支援、実親との関係性再構築に向けた支援等を総合し、様式に沿ってまとめる技術）。															
									技術	⑤・⑦	子どもの以外の対象（実親や里親家族等）への包括的アセスメントを行う技術。															
									技術	⑤・⑦	包括的アセスメントの内容を子ども、家族、関係者にわかりやすく伝える技術。															
									技術	⑤・⑦	包括的アセスメントを踏まえて、支援の効果を評価する技術。															
								3-（7）： リスクアセ メント	原則	⑤・⑦	リスクアセスメントの意義を理解し、子どもの危機的状況を早期に把握し、子どもの安全を保障するための対応に結び付けることの重要性の理解。															
									資質	⑤・⑦	子どもにとってどのような状況が危機的かを想像し理解できる感性。															
									知識	⑤・⑦	子どもの症状、問題行動、危険な言動といった、リスクアセスメントを行う上で重要となる情報を把握することの理解。															
									知識	⑤・⑦	家族の精神疾患、DV、アルコール依存、薬物依存などといった、リスクアセスメントを行う必要がある家庭の状況に関する情報を把握することの理解。															
									知識	⑤・⑦	集団不適応、非行文化、犯罪に巻き込まれることなどといった、子どもの症状や問題行動がリスク要因となる状況を読み取ることの理解。															
									技術	⑤・⑦	リスクアセスメントの指標等を活用したリスク評価の技術（情報把握を踏まえたリスクの評価、子どもの症状や問題と環境との関係性を踏まえたリスク評価、関係機関との協働によるリスク評価等）。															
									技術	⑤・⑦	リスクが疑われる場合の基本的な対応技術（リスク評価と介入の判断、介入の具体的な手立て）。															
									技術	⑤・⑦	リスクに関わる情報を関係者間で共有し適切に対応することの重要性に関する理解と、共有にあたって必要となる技術。															
								3-（8）： 親子関係再 構築支援、家 族再統合支 援	原則	⑤	委託児童にとって実親・里親双方が大切な存在であり、実親との交流は子どもの権利であることの理解。															
									原則	⑤	実親との交流は子どもの権利であるが、里親にとってはそれがストレスになりうること、及びその負担軽減のためのケアが重要であることの理解。															
									知識	⑤	子どものニーズに則した家族再統合の在り方と、実親に対する支援の在り方に関する理解。															
									知識・技術	⑤	子ども、実親が抱く希望、期待、拒否、不安といった葛藤を理解し、回復・修復を図る取組についての理解。															
									技術	⑤	家族再統合に向けた子ども、実親等との関わり方、プログラムに関する理解。															
									技術	⑤	実親支援のための関係機関間で協働するための技術。															

Ⅰ．フォスタリング機関職員の人材育成の全体像																		Ⅱ．演習			
1：里親養育原論				2：フォスタリング業務総論				3：里親養育支援論				4：チーム養育協働論				5：広報と里親のリクルート					
カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容	カテゴリー	柱立て	シラバス	内容		
							3～(9)： 面接、事例検討を行うための知識・技術	知識/技術	⑤	来所面接、家庭訪問、生活場面での面接、電話相談等における面接技術。											
								知識/技術	⑤	ニーズを把握し、アセスメントを行うための知識・技術の獲得(例：聞く(聴く)、訊く)力、観察する力、情報を統合する力、共感を伝える力、説明する力、関係者と刷り合わせる力 等)。											
								知識/技術	⑤	目標を共有し、適切な支援プランを案としてとりまとめ、説明し、合意を形成し、参加を促すための知識・技術。											
								技術	⑤	相手の置かれた立場、心情に配慮しながら、こちらの意向をわかりやすく伝え、理解してもらえるように伝えるといった、面接技術、コミュニケーション技術。											
								技術	⑤	事例検討会を運営するための技術。											
								技術	⑤	面接場面、家庭訪問、行動観察場面といった、情報収集の機会を活用するための方法に関する理解。											
								技術	⑤	当事者を支え、持っている力を引き出すための支援技術。											
								技術	⑤	記録や報告書を簡潔にまとめるための技術。											
								技術	⑤	生じる可能性のあるリスクを予見し、実際に生じた問題に対処する(解決策を示す)ための技術。											
								技術	⑤	支援対象者、支援チームの構成員が、互いに理解することができるよう説明する、いわば「通訳する力」の獲得。											
								技術	⑤	委託前、委託時、委託中、委託解除後に実施するカンファレンスの運営に関する技術。											

1. 里親養育原論

「里親養育原論」に関わるテーマとしては、「子どもの権利」、「子どもの心身の発達」、「現代の家族・法制度」、「社会的養護」、「里親制度」、「里親等の権限」、「里親養育に関する留意事項」の7テーマが抽出された。各テーマを構成する具体的内容としては、以下が挙げられた。

(1) 子どもの権利

子どもの権利については、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」及び「児童福祉法」を軸に、その理念を踏まえた原則や資質、関連知識に関する事項が具体的内容として挙げられた。その中でも、子どもが権利の主体であること、子どもの参加、意見を表明する権利を遵守すること、子どものかけがえのない命を守り、子どもの奪われやすい人権を尊重することが制度の中核にあり、それらが理解されることの重要性が指摘された。これらの点を踏まえ、すべての子どもを社会全体で育むことが制度・支援の基盤にあることを講義において再確認することが指摘された。

また、フォスタリング機関職員の資質として、子どもの最善の利益を追求する姿勢が重要であることが挙げられた。

その他、子どもの権利に関する知識として、児童福祉法及び同施行令等の関係法令遵守や、子どもの権利ノートについて理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 子どもの権利条約に基づき、個々の子どもの人権尊重、奪われやすい子どもの人権尊重について理解。
- 子どもが権利の主体であること、その理念に基づいた支援の在り方についての理解。
- 子どもの参加、意見を表明する権利を遵守すること等に関する理解。
- 子どものかけがえのない命を守り、人権を尊重する制度であることへの理解。
- すべての子どもを社会全体で育むことに関する理解。

- 児童福祉法の理解（法の理念、全体像、改正の趣旨）。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 子どもの最善の利益を追求する姿勢が重要であることの理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 関係法令（児童福祉法、同施行令、同施行規則、里親養育の最低基準等）を遵守することの理解。
- 子どもの権利ノートについての理解。

(2) 子どもの心身の発達

子どもの心身の発達を理解することについては、フォスタリング業務及び里親養育を行う上で欠かせないこと、特にアセスメントにあたって基盤となることを認識することの重要性が指摘された。

また、子どもの心身の発達に関する知識として、子どもの身体的な成長や認知の発達の概要をはじめ、心的発達には段階があることや、各発達段階の課題とその時期に特有の行動などを理解しておくこと等の重要性が指摘された。これらに関して特に重視すべき具体的内容として、乳幼児期のアタッチメントや思春期・青年期のアイデンティティ獲得と心の危機等について理解することが挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則／知識に関する内容】

- 子どもの発達を理解することが、フォスタリング業務、里親養育の基本であることの確認・理解。
- 子どもの発達を理解することは、フォスタリング業務及び里親養育の要の一つであるアセスメントを行う上での基盤となることの認識。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 子どもの身体的成長や認知発達の概要の理解。
- 運動発達と心的発達のおおよその指標に関する理解。
- 心的発達の段階と各発達段階ごとの課題及び特有の行動に関する理解。
- ライフサイクルに関する理解。
- 乳幼児期のアタッチメントの重要性、アタッチメント行動と探索行動に関する理解。
- 思春期の心理的変化と青年期のアイデンティティの獲得についての理解。

(3) 現代の家族・法制度

現代の家族・法制度を理解する上での前提として、家族は子どもにとって大事なものであるが、その一方で多様かつ脆弱な面があるということを理解しておくことの重要性が指摘された。

習得すべき具体的な知識では、家族に関する法制度や家族の定義等の家族に関する基礎知識に加え、現代の多様な家族の在り方とそれを支える社会サービス等を把握することが挙げられた。さらに、里親養育に係る関係者（実親・里親等）の関係性や権利に関する具体的な知識として、実親の責任・義務と里親養育との関係や親権者と非監護親との関係、児童福祉法における親権代行について理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 家族は子どもにとって大事であると同時に、多様かつ脆弱な面があること、権利と義務が複雑に絡まっていることの理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 家族に関係する法制度(民法、戸籍法等)に関する理解。
- 家族を理解する基礎知識(家族の定義、形態、社会における認識の変遷、家族関係論等)の理解。
- 家族の現状、多様な家族の在り方の理解、家族支援に関する基礎知識に関する理解(例:専業主婦家庭を前提とした家庭の在り方から、地域の社会サービスを利用しながら子育てをする家族の在り方へ変化した現代の社会を念頭においた支援について理解する)。
- 子どもと家族を支えるための様々な社会サービスや社会資源についての基礎知識の獲得。
- 実親の責任・義務と里親による養育との関係の理解。
- 親権者と非監護親との関係の理解。
- 委託児童についての児童福祉法における委託関係、親権との関係についての理解。

(4) 社会的養護

里親養育をはじめとした社会的養護は、公的責任として行われる養育であること及び「子どもの最善の利益のために」「社会全体で育む」という理念に基づくものであることを再確認することの重要性が指摘された。

また、習得すべき具体的知識として、社会的養護の制度概要や施策の動向、社会的養護を必要とする児童の背景といった社会的養護に関する基礎的な理解が挙げられた。加えて、家庭養育優先の原則に基づき、何故、家庭養育推進が必要なのかを理解することの重要性も指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 社会的養護の意義、特に公的責任として行われる養育であることの理解(「社会的養護＝保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」が里親養育においてもあてはまることを改めて確認する)。
- 社会的養護の基本理念の理解(「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で育む」)。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 社会的養護の制度概要、施策の動向と今後の取組課題に関する理解。
- 社会的養護を必要とする児童の背景、社会的養護を必要とする事由(子どもと家族の状況やその社会的な背景)についての理解。
- 社会的養護における家庭養育推進が必要な理由の理解。

(5) 里親制度

里親制度については、里親養育が私的な場で公的な養育を行うということの理解を軸に、里親を尊重し、個別性を重視しつつ、里親に寄り添ってともに考え、里親の強みを活かした養育を支援していくこと、過重な負担をかけ過ぎないように配慮することの重要性が指摘された。また、このような考え方に基づいて支援を行うことにより、里親による安定的かつ適切な養育が行われ、それが委託児童の安定的成長につながることにについても理解・再確認すべき事項として挙げられた。

その他、関連する知識として、里親制度全般や関連法令、特別養子縁組制度における審判手続き等の関連法制度に関する基礎知識のほか、里親制度理解の前提として多様な育ちへの理解や養育者の心身機能に対する理解についても指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

〔里親養育の特性について〕

- 里親は、私的な場で、公的な責任を負って養育を行うものであるという認識の獲得、開かれた養育であることの重要性の認識の確認。
- 里親養育が一般家庭を基盤として、社会的養護を実践するものであることの理解。

〔里親養育が子どもにもたらす変化について〕

- 里親の一貫した適切な養育が、子どものポジティブな変化を生むことに関する理解。
- 里親養育の安定の上に子どもの安定的成長が保障されることの理解。

〔里親養育への支援について〕

- 養育理論等を継続的に学んでいく姿勢が求められることの理解。
- 里親を子どもの養育を担う実践者として尊重することの理解。
- 子どもの養育に責任をもつことに関する理解。
- 里親養育については、個別性を大事にすることの理解。
- 里親の強みを引出し、それを活かした養育が展開できるように努め、フォスタリング機関の職員と里親とが信頼感に基づきともに支援する体制(エンゲージメント)を構築し、里親となる生き方を一緒に考えていく視点の重要性の理解。
- 里親に過重な負担をかけ過ぎてはならないことの理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親制度全般、児童福祉法、同施行令、規則、通知等に関する理解。
- 特別養子縁組制度における審判手続き等に関する理解。
- 養育者が中途養育を経験する中で抱く母性・父性が、子どもの愛着形成に及ぼす影響を及ぼすことの理解。また、この理解するために必要となる、一般的な親子関係、身体機能、心理的機能の理解。
- 多様な育ちに関する理解。

(6) 里親等の権限

里親等の権限については、子どもの利益を最優先しつつ、里親・実親が一致した養育目標に基づく共通認識のもとで行使されるべきものがあること、また、里親委託が措置であることを踏まえて委託者である児童相談所とのすり合わせも必要となることを理解することの重要性が指摘された。

また、関連する知識として、里親・実親の権限の違いや権限が行使される場面・事象をはじめ、里親養育の最低基準や里親の守秘義務についても具体的に理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスターリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 「子どもの利益」が最優先されるべきことの理解。
- 里親・実親が対立関係ではなく、里親・実親が一致した養育目標に基づく共通認識をもつことの重要性の理解。
- 権限行使にあたり措置権限者(委託者)とすり合わせを行うことの理解。

【フォスターリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親の権限と親権(委託中、実親の同意が必要な事項)等に関する理解。
- 実親、養子縁組里親、養育里親の制度上の理解並びに法律上規定されている里親、実親の権限等に関する理解(例:親権の範囲、進路決定、大きな買い物)。
- 権限が行使される具体的な場面、事象についての理解。
- 里親養育の最低基準についての理解。
- 里親の守秘義務についての理解。

(7) 里親養育に関する留意事項

里親養育に関する留意事項として、里親養育のメリットと限界、里親養育で起こりうる不適切養育や里親特有の心理等を理解することの重要性が指摘された。

また、子どもが自らの出自を知る権利を保障する支援、家族再統合を念頭に置いて支援することについての理解が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスターリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親制度における家庭養育のメリット(児童にとって、特定の養育者と地域の中で生活することの価値の理解)と限界(里親が全てを担いきれるものではない)に関する理解。
- 里親自身のライフステージによって家族は変化すること、家族の状態変化により脆さも呈する局面があることの理解。
- 子どもが有する支援課題に十分対応できなかったことによる「里親の不適切なかかわり」が子どもに及ぼす影響に関する理解。
- 被措置児童等虐待に関する理解(里親養育においては時に被措置児虐待が発生しうる可能性があることを知る)。
- 里親委託解除に係る里親の喪失感の理解。

- 委託児童のプライバシーの保護の観点から地域の母親仲間に加わりにくいなど、心理的な負荷がかかりやすく、孤独感を抱きやすいことへの理解。
- 不妊治療後の孤独感や喪失感を抱えた家庭が増加していることを踏まえて支援する必要があることの理解。
- 里親家庭が安心して生活し続けられるためには、地域の理解を得る取組が必要なこともあることの理解。
- ペアレンティングの三つの側面(生物学的・法的・ケア的)に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 子どもが自らの出自を知る権利を保障する支援に関する理解。
- 子どもと実親間の親子関係を再構築する支援及び家族再統合へ向けた支援も里親養育における取組の1つであることの理解。

2. フォスタリング業務総論

「フォスタリング業務総論」に関わるテーマとしては、「フォスタリング業務とは」、「フォスタリング業務の原則(実践哲学)」、「フォスタリング機関の職員に求められる資質」、「フォスタリング業務を实践する上での姿勢」、「具体的支援技術(関係を築く力)」、「具体的支援技術(話を聴き理解する力)」、「その他の具体的支援技術」、「関係機関・社会資源・支援制度等」、「情報管理・守秘義務」、「支援の流れに応じて必要となる技術(登録・研修・マッチング・委託・解除)」の10テーマが抽出された。各テーマを構成する具体的内容としては、以下が挙げられた。

(1) フォスタリング業務とは

「フォスタリング業務とは何か」という理念の理解をはじめ、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」に規定する業務目的等の基礎知識、及び業務遂行時の基盤となるソーシャルワークに関する基礎知識を理解することの重要性が指摘された。また、民間団体にフォスタリング業務を委託する場合の留意事項についても理解すべき事項として挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- フォスタリング業務とは何か、その理念に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- フォスタリング業務の目的、定義、成果目標に関する理解(「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」を参照する)。
- ソーシャルワークに関する基礎知識の理解(支援プログラムの導入だけが先行することなく、ソーシャルワークの原理を深く理解し実践することが重要であること)。
- フォスタリング業務における委託事業について(行政施策を受けた各団体のビジョンと戦略、事業経営について)の理解。

(2) フォスタリング業務の原則(実践哲学)

フォスタリング業務の原則(実践哲学)として、里親養育の当事者(子ども・実親・里親)の尊重と、里親養育がこれら当事者それぞれに対する支援の統合であることに対する理解の重要性が指摘された。

また、業務遂行の前提として関係法令の遵守やスーパービジョンに関する正しい理解・実践が必要であることや、フォスタリング機関職員の専門性向上は今後の課題であることについても理解すべき事項として挙げられた。

加えて、里親が対応できる範囲を超えた無理な委託から生じる課題について理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 子ども、実親、里親の人権を尊ぶことの理解。
- 人(子ども、実親、里親)を環境との相互関係を踏まえて捉え、生活と人生との文脈の中で理解することの重要性についての理解。
- 里親制度における養育の支援とは、子どもへの支援、実親への支援、里親への支援の統合であることの理解。
- 里親養育とは、「里親の生活と人生という極めて私的な領域において、公的に子どもを迎え入れる養育である」という特質についての理解。
- フォスタリング業務を実施する上で、関係法令(児童福祉法、同施行令、同施行規則、里親養育の最低基準等)を遵守することの理解。
- スーパービジョンに関する正しい理解と実践。
- フォスタリング機関職員の専門性向上は、まさにこれからの課題であることの認識づくり(共に創り上げていく姿勢)。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親が対応できる範囲を超えた無理な委託を進めることから生じる課題に関する理解。

(3) フォスタリング機関の職員に求められる資質

フォスタリング機関の職員に求められる資質として、里親家庭や関係者に対する姿勢と職員自身の自己覚知に関する様々な具体的内容が挙げられた。

里親家庭や関係者に対する姿勢としては、施設における養育の在り方とは異なる里親養育の特性を踏まえて里親家庭の多様性を認め尊重する姿勢や、誠実さ・柔軟性・安定感がある等の信頼される人材であること、他者と良好な関係を築くこと等の重要性が指摘された。

職員自身の自己覚知については、自分自身の強さ・弱さを知ることや困難への耐性の獲得、自主的に学び行動する姿勢、自分自身の実践を批判的に振り返り改善点を検討する姿勢、他者の人生に関わる覚悟と責任、あきらめない姿勢、成果を追及する姿勢等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

〔支援者としての基本的資質について〕

- 多様性を尊重できる人材であることの理解。
- 誠実であり、約束を守ることができる人材であることの理解。
- 透明性を重視する人材であることの理解。
- 柔軟であることの重要性についての理解。
- 敏感であることの重要性についての理解。
- 身体、精神、人格、社会性において健康であり、安定感があることの重要性についての理解。
- 他者との良好な関係を築けることの重要性についての理解(葛藤が生じた時に、それを解決できることを含む)。

- 所属機関と個人との関係性に対する適切な理解。
 - 自分の強みや課題を理解していること、予測のつかない反応や出来事に対する憤りや困惑への耐性及び対応ができることの重要性についての理解。
 - 支援者としての成長に努めることができることの重要性についての理解。
 - 過去に学ぶとともに、過去の学びに捉われず、新たな取組を創造しようとする意識の重要性についての理解。
 - 自分自身の実践を批判的に振り返り、改善点を検討すること(省察)の重要性の理解。
 - 個人の考えだけに固執せず、様々な関係者の意見、考え方から学ぼうとする姿勢の重要性に関する理解。
 - 自分の意見、考えを持ち、言われるままでなく考えて行動する力を有することの重要性に関する理解。
 - 他者の人生に携わることへの覚悟と責任感を有していることの重要性に関する理解。
 - 子どものためにあきらめない姿勢を有していることの重要性に関する理解。
 - 成果を追及できる姿勢を有していることの重要性に関する理解。
- 〔施設における養育と里親養育の違いについて〕
- 施設は、集団処遇であるが故のルールがあり、日課があり、交替勤務であることを、知らず知らずのうちに前提としてしまうことがある。しかし、里親家庭は多種多様、十人十色であり、それぞれの内にある強みを活かす支援が求められることへの理解。

(4) フォスタリング業務を実践する上での姿勢

フォスタリング業務を実践する上での姿勢としては、里親を尊重してその強みを活かすことや、里親に寄り添いつつ成長を見守ることに加え、里親とのチーム養育体制の構築・強化のために里親に積極的に関与していく姿勢や相談に迅速に返答する姿勢等の重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 里親(里親希望者含む)に対する尊敬の念を堅持することの理解。
- 里親が持っている力を活かすという姿勢の理解。
- 強みに焦点をあてることができることの理解。
- 人の強みを引き出す力を持つことの理解。
- 里親の子育て経験の有無に関わらず里親に寄り添い育てていく姿勢を有することの理解。
- 里親に寄り添い、気持ちを汲む。その上で伝え、導くことの重要性に関する理解(受け止められてこそ、受け止めることができることの理解)。
- 失敗と感じる経験であったとしても、振り返りを通じて、里親が成長していくものであるという、課題のみを捉えるのではなく、成長過程を見守る姿勢の重要性に関する理解。
- 「待ち」の姿勢ではなく、里親家庭の支援課題、働きかけるポイントを自ら探しにいくという姿勢の重要性に関する理解。

- 里親家庭からの相談には、すぐに返答すること等を通じて、里親とフォスタリング機関が協働し、チームとして子どもを養育しているという理解の深化に努めることの重要性に関する理解。
- フォスタリング機関の職員、もしくは里親養育の成果を規定しにくい理由に関する理解(例:委託率、不調率等だけでは、評価できない点があること。多様なニーズを有する子どもに対応できていることそのものが重要な成果であること。単一の成果指標に縛られない、多面的な成果指標に基づき評価することの重要性に関する理解)。

(5) 具体的支援技術(関係を築く力)

子ども及び里親等と関係を築く際の前提として、表明された子どもの気持ちや願いを把握することの重要性が指摘された。

関係を築くための具体的な技術としては、子どもや里親に関心を払い、寄り添い、ともに考えていく姿勢や技術をはじめ、里親家庭を支えるネットワークを構築する技術や、ネットワークを構成する様々な関係者と信頼関係を築く技術等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 表明された子どもの気持ちや願いを把握することの重要性の理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 里親養育の安定、質の向上のために、子どもと里親に関心を払うことの重要性の理解。
- 寄り添い、ともに考えていくことの重要性に関する理解(指導や押し付けでは心を開かない。心を開かないと問題の本質が聞けず、把握できなかったことにより、予期せぬ事態に陥る。参考例:看護学における「寄り添い」からの学び)。
- 里親養育における、寄り添い、ともに考える支援の在り方に関する理解。
- 子どもと里親を支えるネットワークを構築する技術の獲得。
- 考える力、イメージする力を獲得することの重要性の理解。
- 信頼関係を構築するにあたって必要となる技術に関する理解。

(6) 具体的支援技術(話を聴き理解する力)

子ども・里親等から話を聞き理解する力については、単なるテクニックとしての「ヒアリング」ではなく、相手の立場に立って聴き取る力(知って理解する力)とそれを支える共感力や想像力、里親等の悩みや葛藤に気づくことができる能力の重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 相手の立場に立って聴き取る力(知って理解する力)、それを支える共感力や想像力の重要性の理解。
- 里親及び里親家庭の悩みや葛藤に気づくことができる能力の獲得(里親が自ら話さない場合に支援者側が気づくことが重要)。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 傾聴力の強化に関する理解。
- 子どもや里親の支援ニーズを察知し、支援ニーズに応えるための具体的なアクションが起こせることの理解。

(7) その他の具体的支援技術

その他の支援技術として、子どもの呼び名の決め方や、子どもが実親との関係や育ちを振り返り整理するための支援、実親との面会に関する理解や、困難事例に対するスーパービジョン、里親自身が健康を維持するための支援等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 呼び名の決め方に関する理解(里親だけでなく子どもを含めたチームで決めていく姿勢の重要性)。
- 実親との面会に関する理解。
- 子どもが実親との関係や育ちを振り返り整理するための支援を含め、子どもが抱く疑問や問いに気づき、応じる「テリング」に関する理解。
- 養育困難を抱える里親に対するスーパービジョンの在り方、不安感・不信感を軽減するための技術の獲得。
- 里親が心身の健康状態を保つための支援に関する理解。

(8) 関係機関・社会資源・支援制度等

関係機関・社会資源・支援制度等については、里親養育に関わる児童相談所の役割及びその責任に関する理解のほか、里親及び子どもの支援のための社会サービスや社会資源に関する基礎知識等を理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスターリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 児童相談所の役割及びその責任に関する理解。
- 子ども、家族を支えるための様々な社会サービスや社会資源についての基礎知識に関する理解。
- 子どもの発達上の課題(発達障害、愛着障害等)や成長・発達の段階に応じて関係する社会資源についての理解。
- 自立に向けた支援策、制度に関する理解。

(9) 情報管理・守秘義務

子ども・里親に関わる情報管理(個人情報管理)を理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスターリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 子どもの情報、里親の情報等の取扱いにおける留意点に関する理解。
- 個人情報の管理についての理解。

(10) 支援の流れに応じて必要となる技術(研修・登録・マッチング・委託・解除)

登録から委託解除までの一連の支援を行う際に重要なこととして、フォスタリング機関の関わりについて子どもから納得を得ることや、実親と里親がともに養育に参加することが挙げられた。また、里親家庭への情報提供や支援、トレーニングが十分に行われているか、養育の基準が定められたものに達しているのかをモニタリングすることが挙げられた。

さらに、知識として、無理な委託が養育の不調の一因になりうることを理解することや、里親が感じる子どもへの受け入れがたい感情に対する理解の重要性が指摘された。

あわせて、不調や被措置児童虐待の防止に向けた取組及び発生時の対応方法、委託解除後の里親と子どもの交流方法等に対する理解が挙げられた。

技術については、里親希望者からの問合せへの対応から、研修・登録・マッチング・委託・委託解除及び子どもの自立支援までの業務全体に関わる一連の技術を理解することの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- フォスタリング機関が関わることについて子どもに説明し納得してもらうことの重要性の理解。
- 実親と里親がともに養育に参加していくことの重要性の理解。
- 里親に対して、委託措置に関しての記録等に基づき、しっかりと情報提供を行うことの重要性の理解。
- モニタリングの重要性の理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親家庭が対応できる範囲を超えた無理な委託が、養育の不調の一因になるうことの理解。
- 委託された子どもが表す行動に対して生じがちな、里親の受け入れがたい感情への気づきと対応についての理解。受け入れがたい感情が生じた場合のアンガーマネジメントの方法に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 養育の不調の防止、被措置児童等虐待の防止に向けた取組等に関する理解。
- 養育の不調が生じた場合に早期に対応するための具体的な方法の理解。
- 委託解除後の支援、交流方法等に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 「問い合わせ」から「登録」までの間に必要となる、調査、個別面接、夫婦面接、家族面接、家庭訪問等に関する理解。
- 様々な研修に関する情報を把握しておくことについての理解。
- 未委託里親の把握、委託に向けてのモチベーションを維持するための方策等に関する理解。
- 多様な子ども、実親、多様な里親家庭を前提とした、マッチングの意味及び留意点に関する理解。

- 委託初期に発生する、子どもの適応過程において生じる支援課題、メンバーが加わることによる里親家庭の変容に関する課題、表面化する隠されていた課題に対応していくことに関する理解。
- 実親との交流に関する理解。
- ライフステージごとに必要となる支援に関する理解。
- 家庭引取りと、里親の喪失感等に関する理解。
- 子どもの自立に向けた支援に関する理解。

3. 里親養育支援論

「里親養育支援論」に関わるテーマとしては、「子どもの発達・心理に関する基礎知識」、「社会的養護を必要とする子どもの発達・心理的課題の特徴」、「アタッチメント」、「子どもの安全」、「アセスメント」、「包括的アセスメント」、「リスクアセスメント」、「親子関係再構築支援、家族再統合支援」、「面接、事例検討を行うための知識・技術」の9テーマが抽出された。各テーマを構成する具体的内容としては、以下が挙げられた。

(1) 子どもの発達・心理に関する基礎知識

子どもの発達について理解を深めることは、子どもの人格の理解につながり、その後のアセスメントや支援の展開に深く関係するものであることや、子どもの育ちをつないでいくという観点から一連の発達の流れを理解することの重要性が指摘された。

理解すべき具体的内容としては、認知・言語領域や社会性の領域など発達領域ごとの発達の流れ、及び乳児期～成人期の各発達段階における心的発達課題と各段階で陥りがちな心の危機を軸に、アタッチメントや基本的生活習慣、思春期・青年期の心的課題や遊びの特徴・意味など、多様な項目が挙げられた。また、これらの中でも特に乳幼児期のアタッチメント形成や幼児期の基本的生活習慣の確立と自律性の関係についての理解、及び青年期のアイデンティティ形成に関する知識を持つことは、社会的養護の子どもを理解し支える上で必須であることが指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 発達を理解することは子どもの理解に通ずるという認識を深めることの重要性の理解(子どもの発達を理解することが子どものニーズを理解することを助け、その後の子どもと家庭に対する、適切なアセスメントや有効な支援の展開につながることの理解)。
- 発達を理解することは社会的養護の子どもが直面しがちな心の危機の理解に役立つことの理解。
- 心の発達は連続性があり、分断されないよう支援することが重要であることの理解。
- 育ちをつなぐことの重要性、そのつなぎ方に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 子どもの認知、言語発達、情緒発達、関係性の発達、社会性の発達、道徳性の発達等の発達領域ごとの発達の流れの理解。
- 乳児期、幼児期前期、幼児期後期、学童期、思春期・青年期、成人期の各発達段階における心的発達課題と心の危機の理解。
- アタッチメントとアタッチメントスタイルの理解。
- 基本的生活習慣の確立と自律性の関係についての理解。
- 思春期の心身の変化と心の危機、及び青年期のアイデンティティと心の危機についての理解。
- 発達段階における遊びの特徴、意味についての理解。

(2) 社会的養護を必要とする子どもの発達・心理的課題の特徴

社会的養護を必要とする子どもの発達等に関わる特徴については、社会的養護を必要とするに至った養育環境が子どもにもたらす様々な影響を理解すること、子どもがどのような事情でどのような課題を抱えざるを得なかったかを理解すること、その一方で子どもの回復力にも注目することの重要性が指摘された。

また、これらを理解するために必要なフォスタリング機関職員の資質として、子どもの問題行動等の原因や理由を理解しようと努める姿勢、及び子どもの力を信じる力や未来に希望を抱く力が挙げられた。

習得すべき具体的な知識については様々な項目が挙げられたが、特にアタッチメント障害等の心的発達の阻害や、被虐待経験等による心的外傷後ストレス障害、基本的生活習慣の未獲得、支配・被支配の関係性が身についてしまっていること、暴力や不適切な性的行動、養育者や養育環境の変化に伴う喪失感等について理解を深めることの重要性が指摘された。

あわせて、里親に対して子どもが示しやすい感情や行動として、子どものネガティブな転移感情や退行行動等について理解しておくこと、及び子どもの回復力や逆境に打ち勝つ力についても理解を深めることの重要性が指摘された。

これらの子どもが抱える様々な課題や特徴を理解するための技術（アセスメントの基盤となる能力・技術）として、子どもの状態を読み取り確認する技術や、子どもが示す症状や問題の背景を常に考える想像力と支援チームで検討する技術、子どもの良い側面や潜在能力を見出す技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 社会的養護を必要とするに至った養育環境が子どもにもたらす様々な影響を理解することの重要性の理解。
- 子どもがどのような事情でどのような課題を抱えざるを得なかったかを理解することの重要性の理解(多くの子どもが心身に重い課題を抱え、それらは極めて個別的である。子どもが通常示す行動を期待しても、それに応えられない場合は少なくなく、その事情について理解がなければ、里親と子どもとの間に齟齬が生じて、関係はこじれ、不適切な養育へと進んでしまう危険がある。)
- 子どもの回復力や課題に立ち向かえる力に注目することの重要性の理解(子どもが持つこうした力(ストレングス)に着目することが里親養育を支える大きな力となりうることの理解)。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 子どもが示す症状や問題行動には、必ず原因や理由があり、それを理解しようと努める姿勢。
- 子どもの力を信じる力や未来に希望を抱く力。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 不適切な親子関係、養育環境、心的外傷体験、逆境的体験等が、子どもの状態に及ぼす影響についての理解。
- 乳児期からの発達課題の阻害についての理解。

- アタッチメント障害についての理解(適切な養育を受けられなかったことによるアタッチメントをはじめとした心的発達への阻害についての理解)。
- 被虐待経験等による心的外傷後ストレス障害による、解離症状やフラッシュバックについての理解。
- 基本的な生活習慣の未獲得、不適切な生活習慣についての理解(誤ったあるいは身につけなかった生活習慣がもたらす影響についての理解)。
- 支配・被支配の関係性についての理解(支配・被支配等の誤った対人関係パターンがもたらす影響についての理解)。
- 暴力や不適切な性的行動についての理解(暴力や性的行動に関する誤った認識や行動パターンがもたらす影響についての理解)。
- 養育者や養育環境の変化に伴う喪失感や、自分に与えられなかったものに対する喪失感、与えられなかったまたは失われたものがあることに気づいたことによる絶望感についての理解。
- 知的障害や発達障害など先天的な障害についての理解。
- 社会的養護を必要とする子どもが有することの多い課題である、思春期の自己評価の低下、否定的な自分史、青年期のアイデンティティの拡散、将来に対する絶望感の理解。
- その他に留意すべき症状等についての理解(身体症状、食行動異常、睡眠障害、衝動や欲求の制御困難、集団不適応、不登校、学習の遅れ、盗みなどの逸脱行動など様々な症状について)。
- 子どものネガティブな転移感情(転移と逆転移)、試し行動、虐待的人間関係の再現性、関係を分断するような行動(スプリットティング)、その他の中途養育における様々なストレス反応等に関する理解。
- リジリエンス(回復力)、トレランス(逆境に打ち勝つ力)に関する理解。
- 実親に対する子どもの心理(アンビバレンツ、忠誠葛藤、過剰な期待など)に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 子どもの症状に気づき、問題行動を子どもからのSOSサインとして受け止め、記録、報告するために必要な技術。
- 子どもの症状や問題の背景を考える想像力と支援チームで検討するために必要な技術。
- 子どもの良い側面や潜在する能力を見出し、記録、報告する技術。

(3) アタッチメント

アタッチメント形成は人間の成長・発達の基盤となる重要な概念であるという原則を理解することの重要性が指摘された。

また、アタッチメントを正しく理解して養育支援にあたるためにフォスタリング機関職員に求められる資質として、探索行動が生れる条件としての愛着行動の意味を十分に理解し、子どもにとっての愛着の基地として機能するためにはどうあるべきか、どのような家族であるべきか、どのように愛着の対象としての里親や家族を支えるかを常に考える姿勢が挙げられた。

習得すべき具体的知識としては、アタッチメント行動や愛着のスタイル、愛着形成の3要件（生理的欲求と情緒的欲求への応答性、連続かつ一貫した養育者の応答性、子どもに対する思い入れ）等のアタッチメントに関わる一般的な知識に加え、里親養育におけるアタッチメントの特徴として、複数の愛着対象による相互補完的養育、養育環境の移行を可能とする愛着対象同士の関係性の構築、愛着の対象との再開の意味などの理解を深めることとの重要性が指摘された。

アタッチメントに関する技術については、養育における一貫した生理的・情緒的応答性を高めるための技術、愛着の対象が安定するよう支える技術、愛着の対象者が相互に補完しあって、いわば協働養育者として子どもを育む技術、それを支える技術、過去の愛着対象との関係性を切らずにつないでいく技術が挙げられた。あわせて、里親が愛着の対象として機能するために、里親（養育者）自身の愛着パターンや愛着の対象となる里親が抱く心理状態を理解し、必要な支援を行うことの重要性も指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- アタッチメント形成は、人間が生き、成長・発達する基盤となる重要な概念であることの理解。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 探索行動が生れる条件として愛着行動の意味を十分に理解し、子どもにとっての愛着の基地として機能するためにはどうあるべきか、どのような家族であるべきか、どのように愛着の対象としての里親や家族を支えるかを常に考える姿勢。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- アタッチメントの学びなおしの重要性に関する理解（参考例：全国乳児福祉協議会の研修体系）。
- アタッチメント行動、探索行動、安全感の輪、安全の基地としての愛着対象、愛着のスタイル等に関する理解。
- 愛着形成の3つの要件の理解（生理的欲求と情緒的欲求への応答性、連続かつ一貫した養育者の応答性、子どもに対する思い入れ）。
- 複数の愛着対象による相互補完的な養育、養育環境の移行を可能とする愛着対象同士の関係性の構築、愛着の対象との再開の意味など理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 里親養育の生理的、情緒的応答性を高める技術（子どもの体験を共有し、共感し、言葉をそえる応答性を高めていけるような支援の取組を理解する。また、カウンセリングや関係性構築のプログラムの実施などの内容や目的を理解する）。

- 愛着の対象が安定するよう支える技術。
- 里親が抱え込まず、他の愛着対象ともチームを組んで子どものアタッチメントを育めるよう支援するために必要な技術(グループカンファレンスなど)。
- 愛着対象をつなぎとめ、関係を継続できるよう支えるソーシャルワークの技術(過去の愛着対象との関係を切らずにつないでいく技術)。
- 里親(養育者)自身の愛着パターン、過去のトラウマや喪失感への手当て、愛着の対象となる里親が抱く心理状態について理解し必要な支援を行うための技術。

(4) 子どもの安全

子どもの安全については、乳幼児期から青年期までの幅広い年齢層の子どもの安全対策を理解することの重要性が指摘された。

習得すべき具体的知識としては、乳幼児期の母子保健を含む子どもの健康管理、乳幼児突然死症候群等や不慮の事故等のほか、青少年期におけるソーシャルメディアからの被害や性被害等の防止対策、救急救助の方法や災害対策等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスターリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 乳幼児期から青年期までの幅広い年齢層の子どもの保健、医療、安全に関する理解。
- 乳幼児健康診査、母子手帳等、母子保健、子どもの健康管理に関する理解。
- 乳幼児揺さぶられ症候群に関する理解。
- 乳幼児突然死症候群、不慮の事故についての理解、回避するための知識の獲得。
- ソーシャルメディアからの被害防止に関する理解。
- 性被害／加害の防止に関する理解。
- 救急救助の方法に関する理解。
- 火災を含む災害対策に関する理解。
- 実親・里親から子どもを守らなくてはならないケースも発生しうること及びその対応を事前に検討することの必要性の理解。
- 学校等でのいわれのない誹謗・中傷が起こりうること及びそのことから子どもを守る仕組みづくりのための対応に関する理解。

(5) アセスメント

アセスメントについては、社会的養護を必要とする子どもを正しく理解する前提として、それぞれの子どもが抱える個別的で複雑な家庭環境や周辺事情の理解に努めることを原則とすべきことが指摘された。

アセスメントに関する知識として、社会的養護を必要とする子どもを支援するにあたってアセスメントは必須であること、及びアセスメントの内容についての基本的な理解が必要であることが指摘された。また、アセスメントの対象や関係性のアセスメントについても理解すべき事項として挙げられた。

アセスメントの技術としては、アセスメントのための情報把握に関する技術、様々な情報を総合し、エビデンスのある理論や知見をもとに子どもの課題を整理・分析する技術、理解を踏まえて方針を設定し、具体的な手立てを見出す技術の重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 社会的養護を必要とする子どもを正しく理解する前提として、それぞれの子どもが抱える個別的で複雑な家庭環境や周辺事情の理解に努めることの必要性を理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 社会的養護を必要とする子どもにアセスメントは必須であるとの認識を踏まえることの重要性と、アセスメントの内容に関する基本的な理解。
- アセスメントの目的、意義、活用方法等についての理解(子どもの特性、家族の状況、子どもと家族の生活歴、心理所見、医学所見等ケースに関する様々な情報を総合させ、子どもの生物学的課題、心理的な課題、環境による課題の3つの側面からケースを理解し、それら理解を踏まえて、方針と具体的な対応の在り方を見出す作業であることの理解)。
- アセスメントとは、対象者の弱み・課題を発見・評価するだけでなく、強みも発見・確認する総合的なものであり、一方的にジャッジするものではないことの理解。
- 包括的アセスメントとリスクアセスメントに関する理解。
- アセスメントの対象者に関する理解(例:子ども、里親、実親、里親の家族、支援者など)
- 関係性のアセスメントに関する理解(関係性の例:里親と子ども、実親と子ども、里親と実親、支援者と里親、支援者と子ども、支援者と実親など)。
- 里親家庭の親族との関係性についての理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 関わりながら行動観察するために必要な技術。
- 聞き取りの技術(関係性や状況に応じた適切な質問を行う技術)。
- 記録の技術。
- 理論や知見を踏まえた子どもと家族を理解するために必要な技術。
- カンファレンスの意義とそこで検討するために必要な技術。
- アセスメントの内容を分かり易く伝える技術。
- つねにアセスメントをふり返り、修正していくために必要な技術。
- 子どもの回復、修復を図り、家族の関係再構築を目指した自立支援計画を作成する技術。

(6) 包括的アセスメント

包括的アセスメントに関わる原則として、子どもの症状や問題行動だけではなく、子どもの全体像を理解し受け止めること、特に子どもの潜在能力や魅力など肯定的な側面も重視することの意義を理解することが挙げられた。

また、包括的アセスメントを行うためにフォスタリング機関職員に必要な資質として、問題点のみに着目するのではなく、肯定的な側面も捉えようとする姿勢と感性が挙げられた。

包括的アセスメントに関する知識及び技術については、子どもを総合的に把握・理解するために必要な事項として、子どもの気持ちや願い、子どもの全体像（身体的側面、心理的側面、社会的側面）、生活歴、心理所見や医学所見等の多様な項目が挙げられた。また、これらの情報を統合し、子どもが抱える課題及び肯定的な側面の両面から子どもを全人的に理解すること、課題を解決するとともに肯定的な側面を強化するために実現可能な対応策を検討する視点を持つことの重要性が指摘された。

また、具体的技術として、行動観察や聴き取りの技術、アセスメント内容を関係者にわかりやすく伝える技術等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 子どもの症状や問題行動だけではなく、子どもの全体像を理解し受け止めることの重要性の理解
(特に子どもの潜在能力や魅力など肯定的な側面も重視することの意義等の理解)。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 問題点のみに着目するのではなく、肯定的な側面も捉えようとする姿勢と感性。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 子どもの気持ちや願いを把握することの意義の理解。
- 子どもの全体像(身体的側面、心理的側面、社会的側面)についての理解。※課題(症状や問題行動)に限定せず、肯定的な側面(能力、趣味、特技、魅力等)についても理解。
- 家族や生活の状況についての理解(家族の状況、学校等での様子、生活歴など)。
- 心理検査、心理所見についての基礎的な理解。
- 医学診断についての基礎的な理解。
- 心的発達課題を踏まえた子どもの心的発達の評価。
- 子どもに関わる情報を統合し、子どもの示す症状や問題行動の原因や背景を検討することの重要性の理解。
- 生活歴をふまえたストーリーとしての子どもの人生史として、肯定的な側面を含めたその子どもらしさをライフストーリーに位置づけて全人的に理解。
- 子どものレジリエンス(回復力)やトレランス(逆境に打ち勝つ力)に着目して子どもの力を評価することの重要性の理解。
- 把握した情報に基づき、課題の解決及び肯定的な側面を強化する方針を設定することの重要性の理解。
- 子ども・実親・里親の意向や願いを踏まえた実現可能な手立てを見出していく視点の理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 子どもの状態像を把握する行動観察の技術。
- 家族や児童相談所・学校等の関係機関からの聴き取る技術。
- 心理所見や医学的所見の活用に関する技術。
- 自立支援計画を作成する技術（里親と子どもの関係構築、子どもの回復と健全育成に向けた支援、実親との関係性再構築に向けた支援等を総合し、様式に沿ってまとめる技術）。
- 子どもの以外の対象（実親や里親家族等）への包括的アセスメントを行う技術。
- 包括的アセスメントの内容を子ども、家族、関係者にわかりやすく伝える技術。
- 包括的アセスメントを踏まえて、支援の効果を評価する技術。

（７）リスクアセスメント

リスクアセスメントに関わる原則として、子どもの危機的状況を早期に把握し、子どもの安全を保障するための対応に結び付けることの重要性が指摘された。

また、リスクアセスメントを行うためにフォスタリング機関職員に必要な資質として、子どもにとってどのような状況が危機的かを想像し理解できる感性が挙げられた。

リスクアセスメントに関する知識としては、リスクアセスメントを行う上で把握すべき情報の内容として、子どもの問題行動等の重要情報をはじめ、家族の精神疾患やDV等の家庭の状況が挙げられたほか、子どもの症状や問題行動がリスク要因となる状況について理解することの重要性が指摘された。

具体的技術としては、リスク評価の技術をはじめ、リスクが疑われる場合の基本的な対応技術や、リスクに関わる情報を関係者間で共有し適切に対応する技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- リスクアセスメントの意義を理解し、子どもの危機的状況を早期に把握し、子どもの安全を保障するための対応に結び付けることの重要性の理解。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 子どもにとってどのような状況が危機的かを想像し理解できる感性。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 子どもの症状、問題行動、危険な言動といった、リスクアセスメントを行う上で重要となる情報を把握することの理解。
- 家族の精神疾患、DV、アルコール依存、薬物依存などといった、リスクアセスメントを行う必要がある家庭の状況に関する情報を把握することの理解。
- 集団不適応、非行文化、犯罪に巻き込まれることなどといった、子どもの症状や問題行動がリスク要因となる状況を読み取ることの理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- リスクアセスメントの指標等を活用したリスク評価の技術（情報把握を踏まえたリスクの評価、子どもの症状や問題と環境との関係性を踏まえたリスク評価、関係機関との協働によるリスク評価等）。
- リスクが疑われる場合の基本的な対応技術（リスク評価と介入の判断、介入の具体的な手立て）。
- リスクに関わる情報を関係者間で共有し適切に対応することの重要性に関する理解と、共有にあたって必要となる技術。

（８）親子関係再構築支援、家族再統合支援

親子関係再構築や家族再統合については、それを支援する前提として、実親との交流は子どもの権利であること、その一方でそれが里親の負担となるためその軽減が重要であることを理解することの重要性が指摘された。

関連する知識については、子どものニーズに則した家族再統合及び実親支援の在り方が挙げられた。

また、関連する技術として、子どもが実親に抱く葛藤を理解し家族関係の回復・修復を図る取組や家族再統合に向けたプログラム等を理解しておくこと、実親支援のために関係機関が協働して支援していくための技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 委託児童にとって実親・里親双方が大切な存在であり、実親との交流は子どもの権利であることの理解。
- 実親との交流は子どもの権利であるが、里親にとってはそれがストレスになりうること、及びその負担軽減のためのケアが重要であることの理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 子どものニーズに則した家族再統合の在り方と、実親に対する支援の在り方に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術】

- 子ども、実親が抱く希望、期待、拒否、不安といった葛藤を理解し、回復・修復を図る取組についての理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 家族再統合に向けた子ども、実親等との関わり方、プログラムに関する理解。
- 実親支援のために関係機関間で協働するための技術。

(9) 面接、事例検討を行うための知識・技術

面接や事例検討を行うための知識・技術については、来所や家庭訪問等の様々な場面に応じた面接技術のほか、傾聴力をはじめとしたアセスメントに必要な知識・技術、支援計画を立案し関係者と合意形成し実践していく知識・技術の重要性が指摘された。

このほか、具体的技術として、面接・コミュニケーション技術をはじめ、事例検討・カンファレンスを運営する技術や、それらを記録する技術、関係者間で理解を促進し調整を図る技術等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 来所面接、家庭訪問、生活場面での面接、電話相談等における面接技術。
- ニーズを把握し、アセスメントを行うための知識・技術(例:聞く(聴く、訊く)力、観察する力、情報を統合する力、共感を伝える力、説明する力、関係者とすり合わせる力 等)。
- 目標を共有し、適切な支援プランを案としてとりまとめ、説明し、合意を形成し、参加を促すための知識・技術。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 相手の置かれた立場、心情に配慮しながら、こちらの意向をわかりやすく伝え、理解してもらえるように伝えるといった、面接技術、コミュニケーション技術。
- 事例検討会を運営するための技術。
- 面接場面、家庭訪問、行動観察場面といった、情報収集の機会を活用するための方法に関する理解。
- 当事者を支え、持っている力を引き出すための支援技術。
- 記録や報告書を簡潔にまとめるための技術。
- 生じる可能性のあるリスクを予見し、実際に生じた問題に対処する(解決策を示す)ための技術。
- 支援対象者、支援チームの構成員が、互いに理解することができるよう説明する、いわば「通訳する力」の獲得。
- 委託前、委託時、委託中、委託解除後に実施するカンファレンスの運営に関する技術。

4. チーム養育協働論

「チーム養育協働論」に関わるテーマとしては、「チーム養育、関係機関連携・協働」、「連携・協働先に関する理解」、「チーム養育・協働のための技術」の3テーマが抽出された。各テーマを構成する具体的内容としては、以下が挙げられた。

(1) チーム養育、関係機関連携・協働

チーム養育及び関係機関との連携・協働に関する原則として、児童相談所をはじめとした里親支援に関わる関係機関が対等な関係のもとでそれぞれの役割等を理解し尊重しあうこと、関係機関等と連携してアセスメントに必要な情報を収集・統合し、情報を共有することの重要性等が指摘された。

また、連携・協働に際してフォスタリング機関職員に必要な資質については、連携・協働先に対する敬意や誠実さ、多面的なものの見方ができること等に加え、チームで動くこと、及びそのために必要なマネジメント能力等の重要性が指摘された。

さらに、関連して習得すべき知識や技術として、カンファレンスを開催するなどの連携・協働の重要性等に関する理解や、支援の最初の過程において適切なエンゲージメントを構築するための知識・技術、必要な情報を収集し統合する能力・技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 児童相談所をはじめとする里親支援に関係する機関・団体は、対等な関係の下、それぞれにおける法・制度上の位置づけ、専門性、役割を理解し尊重することの重要性についての理解。
- 関係機関等と連携して、アセスメントに必要な情報を収集・統合し、情報共有することの重要性についての理解。
- 里親家庭、実親への支援について決定した重要な事項を関係者全員で共有することの理解。

【フォスタリング機関の職員に求められる資質に関する内容】

- 連携・協働する相手に対して敬意を払い、思いやりと誠実さをもった言動ができる、人を大切にする姿勢の重要性の理解。
- チーム連携のためのマネジメント力、コミュニケーション力、想像力を有しておくことの重要性に関する理解。
- 抱え込みと孤立を避けてチームとして動くことの重要性についての理解。
- 決めつけ、思い込みによる弊害と、多面的なものの見方を意識することの重要性の理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- カンファレンスの開催、委託前調整等のプロセスにおける連携の意義等といった、連携・協働の重要性、必要性に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 委託の打診から委託前の調整、委託直後における養育のサポートといった、支援の最初の過程において適切なエンゲージメントを構築するための知識、技術。
- アセスメントに必要な情報を収集し統合する能力・技術(情報を収集する力、里親に対して適切な行動観察や養育記録ができるよう指導する技術など)。

(2) 連携・協働先に関する理解

連携・協働先として、地域の児童福祉・教育・保健・医療等に関わる官民の様々な機関・団体の機能と役割を理解することの重要性が指摘された。

また、留意すべき知識・技術として、母子保健や社会的養護に係る施設に関する理解と連携等に関わる技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 児童相談所、実親、里親会、基礎自治体の子育て支援主管課、保健(福祉)センター、福祉事務所、保育所、幼稚園、小・中学校(特別支援学校、特別支援学級)、医療機関、児童福祉施設、障害者施設・通所サービス提供機関、発達障害者支援センター、心身障害児福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、助産師会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、民間も含めた地域の子育て支援機関・組織等に関する知識の獲得。
- 要保護児童対策地域協議会の機能と役割に関する理解。
- 地域の子育て支援サービス(機能、組織)の理解と、活用方法等に関する知識の獲得。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 母子保健事業、妊娠期からの母子保健・支援との連携に関する理解。
- 施設養育を経験してきた子どもの場合、当該社会的養護関係施設等での生活、養育の状況を把握し養育をつなぐことに関する理解、社会的養護関係施設等との協働関係の構築に向けた技術の獲得。

(3) チーム養育・協働のための技術

チーム養育及び協働のための知識・技術については、里親同士の交流により相互に振り返りを行い自信が持てるような取組や、子ども同士の交流に関する支援等が挙げられた。

また、地域で子どもの居場所づくりや子育て支援等を行う機関も里親養育を支える機能を発揮できる可能性があることを理解し、それらの機関を活用するための技術を獲得することについても指摘された。

その他の具体的技術として、チーム養育体制を構築する技術をはじめ、多様な関係機関間を調整する技術等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 里親同士のつながり、互いに相談しあう関係づくり等、里親が自信を持てるような支援、里親自身が養育の振り返りをできるような支援を行うための技術。
- 委託された子ども間の交流を支援する取組についての理解。
- 支援者としてスーパーバイズを受け、成長し続けるための知識・技術。
- 地域の子育て支援機関が、時に里親養育を支える機能を発揮できる可能性についての理解、これらの機関への情報提供の方法や活用するための技術。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 関係者間でネットワークを構築し、チーム養育の体制・関係性を構築するための技術。
- 多分野の知識、情報等を導入し、協働するための体制構築のための技術。
- 課題を整理し、個人情報の保護・倫理的配慮のもとに、情報共有・発信し、新たな社会資源の開発につなげる技術。
- 委託時に開催する応援ミーティングの運営方法等に関する技術。
- 保育所、学校や、地域住民等といった、関係機関との間に生じる葛藤を調整していくための技術。
- 思い違い、行き違いにより関係機関の関係がこじれた場合に、両者間、また、関係機関全体について調整するための技術。
- 里親と幼稚園、保育所、学校といった、子どもに関わる機関や、地域資源と里親をつなげるためのコーディネート能力。
- 連携、協働、チーム養育力を高めることを目的とした、カンファレンスを開催する技術。

5. 広報と里親のリクルート

「広報と里親のリクルート」に関わるテーマとしては、「広報」、「リクルート」の2テーマが抽出された。各テーマを構成する具体的内容としては、以下が挙げられた。

(1) 広報

広報については、児童相談所とフォスタリング機関間で里親委託を必要とする子どものニーズに応えられる里親像を具体的に共有し、地域の特性に応じた効果的な広報・リクルート活動を展開することや、里親に関する広報イメージを統一することの重要性が指摘された。

また、社会的養護及び里親制度に関する市民の関心を高めるための効果的な広報手法・技術を獲得することの重要性が指摘され、具体的な広報手法として、地域での広報資料回覧・配布や、出前講座・説明会等の開催のほか、新聞・テレビ等のマスコミの活用等が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 児童相談所とフォスタリング機関間で里親委託を必要とする子どものニーズに応えられる里親像を具体的に共有し、地域の特性に応じた効果的な広報・リクルート活動を展開することの理解。
- 効果的な広報手法としての、イメージの統一の重要性に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 各地域で多くの市民が、社会的養護や里親制度について関心を持つ可能性・機会を得るよう、複数回、目に触れるための効果的な広報手法、仕掛けに関する知識の理解、実践のための技術。
- 効果的な広報手法についての新しい取組事例の情報、技術。
- 効果的な広報・リクルート活動を行う前提として地域の特性を的確に把握できるリサーチ能力。
- 地域の実状に適した、自ら実践の場で広報活動を行うための技術。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 自治会、町内会等での回覧、資料の全戸配布、大学、短期大学、生涯学習センター、民生委員児童委員協議会等を対象とした、出前講座の開催方法に関する技術。
- 里親養育制度に関する説明会の開催、里親月間における講演会、里親経験者による体験談を紹介する会の開催等の技術。
- 市広報紙、新聞、テレビ、ラジオを活用した普及啓発の手法に関する技術。

(2) リクルート

リクルートを行う上での原則として、リクルートから委託後まで一貫した支援を行うことの意義を理解すること、その理解のもとでリクルーターが里親希望者との信頼関係を構築し、それをソーシャルワーカーが引き継いでいくという連続性と、そのためのチームワークについて理解することの重要性が指摘された。

また、リクルートに関連する知識として、里親認定前研修の内容を理解しておくことが挙げられた。

さらに、リクルート活動を実践する上での具体的技術が挙げられたほか、リクルートとその後の登録を経て、子どもとのマッチングを行う際の留意点・技術についても指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- リクルート活動から児童の委託後まで、一貫した理念のもと、里親養育への支援を行うことの意義に関する理解。
- 地域に根差したリクルートを展開し、リクルーターが里親になろうとする人にとってのフォスタリング機関の顔として活動する意識を持つことの重要性についての理解(リクルート活動は、里親希望者とフォスタリング機関間の信頼構築のための入り口、社会的養護に関する社会的理解を得るための入り口であること、リクルートを通じて構築した信頼関係をソーシャルワーカーが引き継いでいくという考え方を理解すること)。
- リクルーター、ソーシャルワーカーそれぞれの役割を認識して、それぞれの職員が連続性を持ち、チームワークにより支援にあたることの重要性の理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親認定前研修で実施する内容についての理解。
- 里親養育支援を担う個々の担当者の保有資格、業務経験、バックグラウンドに応じて必要となる、再度確認すべき里親養育に関する原理、目的の確認の重要性に関する理解。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 里親希望者のリクルート時、ガイダンス時に伝えるべき情報、入手すべき情報(地域のニーズに応じた委託可能な里親家庭のリクルート)についての知識と実施方法の獲得。
- リクルート活動の役割、活動内容、関係者間で引き継ぐべき情報・内容、里親候補者とのコミュニケーションのとり方についての知識・技術。
- 各地域に適したリクルート活動の選択方法に関する知識・技術。
- 各地域の中でターゲットエリアを設定することの必要性に関する理解と技術。
- 子ども、里親候補者間のマッチング時の検討過程、留意点、手法に関する知識・技術。

Ⅱ 演習について

1. 演習の重視

フォスタリング機関職員の研修効果を高める上で、演習は非常に重要な機能を果たす。各研修科目ごとに、研修内容を踏まえた演習を行うことによって、人の話を聴くこと、関係者一人ひとりの意見に耳を傾けることの実体験を積むことができるといえる。限られた時間、機会の中で、知識、技術を一方的に伝えることに終始するのではなく、演習を通じて、受講後も継続的に学ぶことの重要性を体感し、所属組織に持ち帰るような仕掛けをすることが大切であるといえる。

「演習」の実際的な方法としては、「研修受講動機・目的の確認」、「意見交換・情報交換」、「事例検討」、「グループワーク」、「ロールプレイ」、「集団討論・発表」が抽出された。

2. 具体的内容

(1) 研修受講動機・目的の確認

研修受講の目的を参加者間で共有し、受講意欲を高め参加者間の関係性を構築することが挙げられた。また、参加者同士の問題意識を共有することにより、フォスタリング業務に関する多様な課題を知る機会とすることの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 研修を受講するにあたって、その目的、身につけたいことを明確化し、また、参加者間で共有することで、研修に対する受講意欲を高め、参加者間の関係性を構築する。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 参加者の問題意識を共有化することで、フォスタリング業務に関する多様な取組課題を知る機会とする。

(2) 意見交換・情報交換

参加者同士で、それぞれの地域における支援ニーズの実情や取組状況を共有することにより、多様な支援の在り方を知ることの重要性が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員が共有すべき原則に関する内容】

- 所属している機関におけるフォスタリング業務に関する基本的な考え方について、参加者が相互に共有することにより、多様な視点の在り方を知る。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- それぞれの地域において、支援ニーズに応えるため、どのような体制であるかや取組の実際について、参加者間で相互に実例を知る。
- 各地域の課題を相互に共有することにより、多角的に問題を捉えられるようにする。

(3) 事例検討

当事者である里親の意見や実際の不調事例をもとにした架空事例を通して、当事者が抱える課題等を具体的に理解することの重要性が指摘された。また、事例検討を通じて関係機関の役割を理解し、協働で養育を支援するために必要な技術の習得の必要性が指摘された。さらに、ヒアリング技術や関係者に対して簡潔に説明する技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識に関する内容】

- 里親や里親養育経験者からの話を直接聞き、当事者の視点からの討議を行い、その視点を学ぶことや、不調事例を題材に里親、子どもが抱える課題、悩みを理解する。

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 事例検討を通じて、関係機関の役割(例:児童相談所、実親、児童福祉施設、母子保健・子ども子育て機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会、地域の子育て支援機関等)を知り、協働で支援するために必要な技術を獲得する。

【フォスタリング機関の職員に必要な技術に関する内容】

- 子ども、里親の話の中から、何に困っているかを聞き取るための技術を獲得する。
- 里親や関係機関に伝えることを前提に、簡潔、的確に事例の概要や課題を説明するための技術を獲得する。

(4) グループワーク

子どもや当該家庭、里親家庭を評価するためにエコマップ作成し、子どもの自立支援計画を作成するための知識・技術や、生じることが想定されるコンフリクトの例をもとに葛藤の構造や解決策を検討するための技術が挙げられた。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容】

- 題材をもとにエコマップを作成し、自立支援計画を作成するために必要な知識と技術を獲得する。
- 生じることが想定されるコンフリクトを挙げ、葛藤の構造と解決策を議論する(例:里親と学校、里親と児童相談所、児童相談所と支援機関等)。

(5) ロールプレイ

ロールプレイを通じて獲得すべき事項として、応援ミーティングやカンファレンス、モニタリング等を行うにあたって必要となる知識・技術が挙げられた。また、フォスタリング・チェンジ・プログラムやモッキンバード支援モデル等の先進的な支援手法等の獲得についても指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容(ロールプレイの例)】

- 新たに子どもを委託する場面を設定し、関係者が参加する「応援ミーティング」を模擬実施する。
- 模擬カンファレンスを実施し、場の設定、進行、ファシリテーション等、カンファレンスを行う際に必要な知識・技術を獲得する。
- 委託前調整の場面を設定し、ロールプレイにより参画機関の役割を学び、提案、意見調整等を技術を学ぶ。
- 里親家庭に対するモニタリング方法について学ぶ。
- 機関内スーパービジョンの模擬体験を行う(組織としての管理機能、教育機能、支持機能)。
- フォスタリング・チェンジ・プログラムやモッキンバード支援モデルの特徴的な支援場면을模擬実施する。

(6) 集団討論・発表

集団討論・発表においては、特に、広報・リクルートの科目で学んだ内容を踏まえ、業務全体を見通した支援の在り方を学ぶことの重要性等が指摘された。

【具体的内容】

【フォスタリング機関の職員に必要な知識／技術に関する内容(集団討論におけるテーマの例)】

- 社会的ニーズを客観的な統計指標等をもとにとりまとめ、児童福祉法改正等の趣旨、関連施策について論点を整理し、発表、討論を行う。
- 広報・リクルート活動を始点として、フォスタリング業務全体を俯瞰し、一貫した考え方に基づいた支援の在り方について検討を行い、理解を深める。
- 参加者自身が実践する地域で支援の全体像を見据えつつ、どのように広報、リクルート活動等を行うか模擬的に検討する。
- フォスタリング業務に関連する記録の管理や、個人情報の管理について検討を行い、理解を深める。
- 子どもの自立支援につながる取組についての検討を行うことにより、理解を深める。
- 性教育の在り方や、子どもが将来家庭を持つことをイメージした学びの機会を設定する等を通じて、子どもが予期せぬ妊娠や出産、虐待、生活困窮に陥ることを予防することを目指した支援の在り方を検討する。

Ⅲ カリキュラム構成について

カリキュラム案を構成するにあたり、人材育成の全体像を研修科目に整理する検討を行った。その際、科目によっては講義形式と演習形式を組み合わせることにより、学びを深めることが必要であるとして、以下のとおり整理した。

フォスタリング機関職員の人材育成に必要なとなる学び	カリキュラム構成
子どもの権利	里親養育原論 1（子どもの権利と心身の発達）
子どもの心身の発達	
現代の家族・法制度	里親養育原論 2（現代の家族像と関連法制度、社会的養護）
社会的養護	
里親制度	里親養育原論 3（里親制度と里親支援、フォスタリング業務の在り方）
里親等の権限	
里親養育に関する留意事項	
フォスタリング業務とは	フォスタリング業務総論
フォスタリング業務の原則（実践哲学）	フォスタリング業務総論 フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）
フォスタリング機関の職員に求められる資質	
フォスタリング業務を実践する上での姿勢	
具体的支援技術（関係を築く力）	
具体的支援技術（話を聴き理解する力）	
その他の具体的支援技術	
関係機関・社会資源・支援制度等	
情報管理・守秘義務	
支援の流れに応じて必要となる技術（登録・研修・マッチング・委託・解除）	
子どもの発達・心理に関する基礎知識	
・研修受講動機・目的の確認、意見交換・情報交換を行う。 ・里親養育原論、フォスタリング業務総論で取り扱った内容を深める。	演習 1（研修受講動機・目的の確認、意見交換・情報交換）
社会的養護を必要とする子どもの発達・心理的課題の特徴	フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）
アタッチメント	
子どもの安全	
アセスメント	
包括的アセスメント	
リスクアセスメント	
親子関係再構築支援、家族再統合支援	
面接、事例検討を行うための知識・技術	演習 2（事例検討）
・フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）で取り扱う内容を演習によって深める。	
・グループワーク、ロールプレイ等の方法による。	

フォスタリング機関職員の人材育成に 必要となる学び	カリキュラム構成
チーム養育、関係機関連携・協働	フォスタリング業務各論2（チーム養育協働論）
連携・協働先に関する理解	
チーム養育・協働のための技術	
・フォスタリング業務各論2（チーム養育協働論）で取り扱う内容を演習によって深める。 ・主な方法をグループワークとする。	演習3（グループワーク）
・フォスタリング業務各論2（チーム養育協働論）で取り扱う内容を演習によって深める。 ・主な方法をロールプレイとする。	演習4（ロールプレイ）
広報	フォスタリング業務各論3（広報と里親のリクルート）
リクルート	
・フォスタリング業務各論3（広報と里親のリクルート）で扱った内容を演習によって深める。 ・主な方法を、集団討論と発表とする。 ・研修全体のまとめとしても位置付ける。	演習5（集団討論・発表）

第3章 フォスタリング機関職員研修カリキュラム

1. フォスタリング機関職員研修カリキュラムについて

(1) カリキュラムの活用対象

本調査研究で作成した、フォスタリング機関職員研修カリキュラムは、2019年度に実施が予定されている「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」において活用されることを念頭において、日程案、カリキュラム案の検討を行った。

なお、本カリキュラムを基に各地域、機関において人材育成を図る際には、「第3章 4. 研修カリキュラムの将来的な構成について」も参照いただきたい。

図表 5 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の概要

里親養育包括支援（フォスタリング）事業	
1. 事業内容	【平成31年度要求額】208億円の内訳（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。 ①里親制度等普及促進・リクルート事業 里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。 ②里親研修・トレーニング等事業 里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。 ③里親委託推進等事業 子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。 ④里親訪問等支援事業 里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。 ⑤共働き家庭里親委託推進事業 企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大。	
2. 実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市）。（民間団体等に委託して実施することも可）
3. 補助基準額（案）	別添参照
4. 補助率	国：1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2）

41

資料：厚生労働省提供資料

(2) 対象

都道府県社会的養育推進計画策定要領では、2020 年度中までに各都道府県でのフォスタリング業務の包括的な実施体制の構築を求めていることから、研修事業開始から当初数年間は、組織業務を確立する時期であることを前提とした。そのため、2019 年度、2020 年度においては、主たる研修対象者として初任者を対象としたカリキュラム案を検討した。

研修受講者は、1) 各組織において伝達研修を行うこと、2) 各組織内部での独自研修を開催する際、本カリキュラム案の内容が参考資料となることを目指した。

なお、当初の研修受講者は、民間フォスタリング機関職員のみならず、児童相談所職員の受講も多数を占めることを想定しながら検討した。

2. 日程案

各地域で開催される研修会に実務者が参加する状況を想定し、業務を離れられる期間、参加者同士のコミュニケーション醸成等を考慮し、フォスタリング機関職員研修の日程（例）として次頁を検討した。

○1 日目

10:00 開講・オリエンテーション

10:20 里親養育原論 1：子どもの権利と心身の発達 【50 分】

11:20 里親養育原論 2：現代の家族像と関連法制度、社会的養護 【50 分】

12:10 昼食・休憩

13:00 里親養育原論 3：里親制度と里親支援、フォスタリング業務の在り方 【50 分】

14:00 フォスタリング業務総論 【90 分】

15:40 演習 1 研修受講動機・目的の確認、意見交換・情報交換 【80 分】

例：受講の動機・目的（研修で獲得したいこと）及び講義を受けての感想を分かち合う。

例：各所属や地域の実情について情報交換を行い、課題について意見交換する。

例：地域の支援体制や内容について、情報交換を行い、ここまでの研修を受講して感じた点を意見交換する。

17:00 終了

○2 日目

9:00 フォスタリング業務各論 1：里親養育支援論 【90 分】

10:40 演習 2 事例検討、グループワーク、ロールプレイ等 【90 分】

例：模擬事例の検討。

例：参加者から提供された事例の検討。

例：子どもや里親の話や困りごとを聞く技術。

例：里親や関係者に伝えることを前提に、簡潔に事例の概要や課題を説明する技術の習得。

例：里親や里親養育経験者から話を聞き、それを踏まえた討議。

12:10 昼食・休憩

13:00 フォスタリング業務各論 2：チーム養育協働論 【90 分】

14:40 演習 3 グループワーク 【90 分】

例：架空事例をもとにエコマップを作成し、自立支援計画としてまとめる。

例：生じることが予想されるコンフリクトの例を示し、生じている葛藤の構造を分析し、解決策を検討する。

16:20 演習 4 ロールプレイ 【90 分】

例：架空事例をもとに、模擬的に、新たに子どもを里親に委託する際の関係者が参加する「応援ミーティング」を実施する。

例：模擬カンファレンスの実施（場の設定、進行・ファシリテーション等、カンファレンスに係る技術の習得）。

17:50 終了

○3日目

9:00 フォスティング業務各論 3 : 広報と里親のリクルート 【90 分】

10:40 **演習 5** 集団討論・発表 【90 分】

例：以下のテーマで集団討論を行い、各グループごとに、全体に報告をする。

「参加者自身が実践する地域で支援の全体像を見据えながら、どのように広報・リクルートを行うか」

12:10 終了

3. カリキュラム案

カリキュラム案として以下が作成された。

里親養育原論 1：子どもの権利と心身の発達（講義 50分）
＜科目のねらい＞ ①「子どもの権利」とは何かを理解する。（おおむね 20 分） ②「子どもの心身の発達」について理解を深める。（おおむね 30 分）
＜内容＞（※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。） 1. 子どもの権利 （1）「子どもの権利条約」や児童福祉法の理念についての理解 ※個々の子どもが権利の主体であることを理解する。 ※脅かされやすい子どもの権利について、子どもの権利条約の個々の条文を踏まえ、具体的に理解する。 ※子どもの参加、意見を表明する権利等について理解する。 2. 子どもの心身の発達 （1）子どもの発達理解の重要性の再確認 ※子どもの心身の発達を理解することが、フォスティング業務及び里親養育の基本であり、フォスティング機関職員・里親にとって必修項目であるという重要性を再確認する。 （2）子どもの成長・発達段階に関する基礎的な知識の理解 ※子どもの認知・言語発達、情緒発達、社会性の発達、関係性の発達、道徳性の発達等の各発達領域や発達段階に応じた特徴と課題を理解する。 ※アタッチメント、アタッチメントスタイルについて言及する。 ※基本的生活習慣の確立と自律性との関係について言及する。 ※発達段階における遊びの特徴や意味について言及する。 ※思春期の心理的变化と青年期のアイデンティティについて言及する。
＜到達目標＞ ・子どもの権利について、その理念や背景、規定する制度を理解する。 ・子どもの一般的な心身の発達に関する基礎的な知識を理解する。 ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。
＜実施にあたっての留意点＞ 「2.子どもの心身の発達」は、フォスティング機関職員の基礎知識として最重要項目であるため、十分な時間配分と研修内容充実に努めること。実施にあたっては時間配分に留意すること。
＜講師等要件＞ ・子どもの権利擁護及び発達について知見のある学識経験者。 ・社会的養護の子どもについての臨床経験を有する精神科医師。 ・児童相談所職員であって児童福祉司や児童心理司に対するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

里親養育原論 2：現代の家族像と関連法制度、社会的養護（講義 50分）

＜科目のねらい＞

- ① 里親養育を理解するための前提として、現代の多様な家族の在り方や、関連する法制度・社会資源等の、家族に関する基礎知識を得る。
- ② 社会的養護の基本理念や制度概要、背景を理解する。
- ③ 何故、家庭養護の推進が必要なのかを理解する。

＜内容＞（※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. 現代の家族と家族に関する法制度

- （1） 家族に関する基礎知識
※家族に関する社会的な認識の変遷、現代の多様な家族の在り方等を理解する。
- （2） 家族に関する法制度の概要
※民法や戸籍法における関連事項の説明の他、養子縁組制度等の里親制度と関係が深い法制度の理念・内容・法的手続等について理解する。
- （3） 子ども・子育て家庭に関わる社会サービス
※孤立した子育ての危険、子ども子育て支援の必要性、これらに関わる社会サービスについて理解する。
- （4） 実親と里親養育との関係
※実親の権限と里親による養育との関係を理解する。また、親権者と非監護親との関係を理解する。
※委託児童についての児童福祉法による委託関係や親権との関係について理解する。

2. 社会的養護

- （1） 社会的養護の基本理念
※「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で育む」という基本理念、養育の原理を理解する。
- （2） 社会的養護に関する制度の概要
※制度が設立された背景、今後に向けた課題等、施策の動向を盛り込む。
- （3） 社会的養護を必要とする子どもの背景の理解
※児童虐待及びその対策、子どもと家族を取り巻く社会状況について理解する。
※実親が里親養育に関わる一員であることを理解する。

3. 「何故、家庭養育推進が必要なのか」を理解する

- ※子どもの多様なニーズに応じることの必要性を理解する。
- ※養育の連続性を確保することの必要性を理解する。
- ※地域、子どもにとって大切な人やものとの断絶をできるだけ避けることの必要性を理解する。

里親養育原論 2（つづき）

＜到達目標＞

- ・家族に関する基礎知識や規定する制度、取組、関係性について理解する。
- ・社会的養護に関する基礎的な知識を理解する。
- ・家庭養育を推進することの必要性を理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

＜講師等要件＞

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

里親養育原論 3：里親制度と里親支援、フォスタリング業務の在り方（講義 50 分）

<科目のねらい>

- ① 里親制度の概要を理解する。
- ② 養育里親を支援する上での基礎的な留意事項について理解する。
- ③ フォスタリング業務の目的・目標について理解する。

<内容> （※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. 里親制度の概要

- ※里親制度の意義・目的を理解する（里親に関する社会的背景や制度の変遷を含む）。
- ※里親制度と養子縁組制度の違いを理解する。
- ※児童福祉法、同法施行令、規則、省令、通知等について理解する。
- ※里親養育における最低基準等に則った養育を里親が行えるように支援することを理解する。

2. 養育里親を支援する上での基礎的な留意事項

- （1）里親養育の特性に関する理解
 - ※個々の里親、里親家庭に違いがあることの前提を理解する。
 - ※里親養育は、中途養育であることを理解する。
 - ※里親の生活・人生に係る「私的」な領域において、「公的」に子どもを養育することを理解する。
- （2）里親養育における実親家庭と里親家庭との関係の理解
 - ※里親と実親それぞれの権限が行使される場面・事象について具体的に説明し、実親が里親養育に関わる一員であることを理解する。
 - ※家族再統合を念頭に置いた支援について理解する。
- （3）里親委託が子ども、実親家庭、里親家庭にもたらす変化に関する理解
 - ※里親委託に伴い、子ども・実親家庭・里親家庭それぞれにもたらされる環境、関係性の変化を具体的に説明する。また、委託解除となった際に必要となる、子どもへのリービングケアからアフターケアの重要性、里親に生じる喪失感等、起こりうる影響について理解する。

3. フォスタリング業務の在り方

- （1）フォスタリング業務の目的、定義、成果目標についての理解
 - ※里親制度とは、子どもへの支援、実親への支援、里親への支援を統合したものであることを理解する。その際、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」等を用いて具体的に説明する。
- （2）民間フォスタリング機関と児童相談所との関係についての理解
 - ※業務を包括的に委託することの意義、並びに、里親委託の最終的な責任を負う機関は、児童相談所であることを説明する。

里親養育原論 3（つづき）

＜到達目標＞

- ・里親制度の概要及び養育を支援する上での基礎的な知識を理解する。
- ・フォスティング業務の在り方に関する基本的な内容を理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

＜講師等要件＞

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

フォスタリング業務総論：（講義 90分）

<科目のねらい>

- ① フォスタリング業務を実施するにあたっての原則を理解する。
- ② 里親が子どもを養育することを支援するとはどういうことかについて理解する。
- ③ フォスタリング機関の職員に求められる資質について理解する。
- ④ 関係機関との連携の在り方について理解する。

<内容> （※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. フォスタリング業務の遂行及びそのマネジメント

（1）里親養育を支援するソーシャルワークの理解

※子どもと里親家庭の状況に応じた支援プログラムの導入、養育チームを構成する必要性を理解する。

（2）里親が養育することを支援するということの理解

※里親との信頼関係を基に、里親の強みを認め、養育における課題を解決する取組を理解する。また、定期的な訪問等により里親の養育状況を把握し、必要な場合に適切に対応することの重要性を理解する。

2. フォスタリング機関職員が備えておくべき資質

（1）里親家庭の多様性を認め、尊重する姿勢と、様々な関係者の意見を聴き、学ぶ姿勢の重要性に関する理解

※里親に寄り添い、気持ちを汲んだ上で、伝え、導く誠実な姿勢を獲得することの重要性について理解する。また、所属機関と担当者個人との関係、他機関との関係を理解し、それぞれの意見を聴き、まとめていく姿勢と手法を理解する。

（2）フォスタリング機関職員自身の自己覚知

※自分自身の強さ、弱さを知るとともに、予測のつかない反応や出来事が発生した場合の困惑や憤り等への耐性を高めることの重要性を理解し、対応方法を身に着ける。

3. 関係機関との連携及びチーム養育

（1）児童相談所の判断及び措置と、民間フォスタリング機関の役割についての理解

※児童相談所における判断の仕組や、職員の職種ごとの役割を理解するとともに、民間フォスタリング機関との役割分担について理解する。

（2）里親養育の安定や質の向上のために子どもと養育者を支えるネットワークを構築することの理解

※多分野協働体制を構築するために必要なネットワークを構築する技術、里親と地域の社会資源をつなげるコーディネート、関係機関間の調整を行うこと、つまり支援ネットワークを維持する技術について理解する。

（3）情報共有と守秘義務についての理解

※情報共有体制を構築するための具体的な方法を理解するとともに、子どもとその家庭の情報、里親家庭の情報を適切に取り扱い管理する方法について理解する。

フォスタリング業務総論（つづき）

＜到達目標＞

- ・フォスタリング業務を実施するにあたっての原則について理解する。
- ・フォスタリング機関職員に求められる資質について理解する。
- ・里親養育を支援するための関係機関連携の在り方及びチーム養育の意義について理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

＜実施にあたっての留意点＞

- ・講師が、情報を一方的に伝えるだけでなく、受講者が数人で話し合う場面を設ける等により、主体的に取り組むことができるよう工夫する。また、意見を発表する機会を設けることにより、考えを共有し理解が深まるようにする。

＜講師等要件＞

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

演習 1 （研修受講動機・目的の確認、意見交換・情報交換）

<科目のねらい>

- ・研修受講動機や目的を参加者が相互に共有し確認を行う。
- ・参加者及び各所属機関、地域の状況等について、情報交換を行い、相互に理解する。
- ・里親養育原論で取り扱った内容を深める。
- ・フォスティング業務総論で取り扱った内容を深める。

<内容>

研修参加者が意見交換・情報共有しやすいよう、グループを作るなど工夫して実施する。

実施例：受講の動機・目的（研修で獲得したいこと）及び講義を受けての感想を分かち合う。

実施例：各所属や地域の実情について情報交換を行い、課題について意見交換する。

実施例：地域の支援体制や内容について、情報交換を行い、ここまでの研修を受講して感じた点を意見交換する。

<実施にあたっての留意点>

- ・グループでの情報交換・意見交換と発表を適宜組み合わせるなどして、全体でも共有が図られるよう工夫する。

<講師等要件>

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスティング業務の委託を受けたフォスティング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

フォスタリング業務各論 1：里親養育支援論（講義 90分）

<科目のねらい>

- ① 子ども・里親を対象としたアセスメントについて理解する。
- ② 里親養育の多くは、中途養育であることの課題とその対応について理解する。
- ③ 子ども自身の回復・修復に関する取組及び親子関係の回復・修復に関する取組を支援することについて理解する。

<内容> （※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. 社会的養護を必要とする子どもの心身の課題に関する理解及び子ども・里親のアセスメント

- （1）被虐待経験や親の精神疾患、DV、アルコール依存等、親の問題が子どもの心身に及ぼす影響に関する理解

※虐待や不適切養育に起因する成長発達の障害、フラッシュバック等のトラウマ症状、アタッチメントと愛着障害、行動上の課題、誤った認知行動パターンへの学習、支配—被支配の対人関係、失われたこと、無いことに気付いた時の喪失感、世代間伝達を理解する。

- （2）子どもと親の生活歴を読み解いた上で支援計画を構成することの理解

※生活歴が子どもの現在の状況に及ぼす影響を理解するとともに、子どもの回復・修復を図り、家族再統合へ向けた支援計画を作成することについて理解する。

- （3）里親に対するアセスメントの重要性及び留意点の理解

※里親のアセスメントについては「フォスタリング業務各論 3（広報と里親リクルート）」で詳細に行うが、「フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）」及び「フォスタリング業務各論 2（チーム養育協働論）」の前提としても重要であるため、「フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）」の冒頭においてもその重要性を理解する。

※里親のアセスメントとは、フォスタリング機関側からの一方的な評価活動ではなく、里親とともに行うものであるといった、基本的な留意点について理解する。

- （4）面接や観察等を通じて必要な情報を収集し、適切に記録することの重要性に関する理解

※子どもや実親、里親のリスクとストレングスを含めた包括的なアセスメント、並びに、ニーズを把握するための、面接での傾聴や質問、観察と、そこで得られた情報を統合し、説明・調整することについて理解する。なお、受講者同士の話し合いやロールプレイを用いる等して理解を深めるよう工夫する。

2. 中途養育としての里親養育に特有の支援課題に関する理解

- （1）育ちをつなぐことの重要性及びその対応上の留意点についての理解

※生活環境の移行に伴う子どもの心理的課題と行動上の課題を理解するとともに、養育をつなぐための情報の引継ぎ、子どもの育ちを振り返るライフストーリーワーク、家族再統合の取組を理解する。

フォスタリング業務各論 1（つづき）

（２） 子どもと実親の心理と家族再統合の取組についての理解

※子どもと実親が抱く希望や期待と拒否や不安といった葛藤を理解するとともに、回復・修復を図る取組について理解する。

※子ども、実親家庭、里親家庭それぞれに関する包括的アセスメントに基づき、リスクを予見するとともに強みを活かし、問題の解決策を提示することの理解を深める。また、当事者を支え、力を引き出す技術について理解する。

※里親が抱える課題や困り事について、事例をもとに具体的に理解する（演習として里親経験者の話を聞く機会の設定、不調事例集の活用等）。

（３） ケースカンファレンスを実施する際に留意すべきことの理解

※関係機関がリスクと解決策を相互に理解できるよう説明することの重要性について理解を深める。

３． 支援計画を共有し、ともに取り組むことの理解

（１） 生じるリスクを予見し実際に生じた場合に対処することの理解

<到達目標>

- ・社会的養護を必要とする子どもが有する心身の課題について理解する。
- ・子ども、里親のアセスメントに関する基礎的な知識を理解する。
- ・中途養育における支援課題に関する基礎的な知識を理解する。
- ・子ども及び家庭の回復・修復に関する具体的な取組について理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

<実施にあたっての留意点>

- ・講義にあたっては、受講者が数人で話し合う場面やロールプレイを設けることにより、支援技術の向上が図られるよう工夫する。感じたこと等の意見を発表する機会を設けることにより、参加者の考えを共有し、理解が深まるようにする。

<講師等要件>

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

演習 2 （事例検討、グループワーク、ロールプレイ等）
＜科目のねらい＞ フォスタリング業務各論 1（里親養育支援論）で取り扱う内容を演習によって深める。
＜内容＞ ・事例をもとに検討する。 ・グループワーク、ロールプレイ等の方法によって行う。 実施例：模擬事例の検討。 実施例：参加者から提供された事例の検討。 実施例：子どもや里親の話や困りごとを聞く技術の検討。 実施例：里親や関係者に伝えることを前提に、簡潔に事例の概要や課題を説明する技術の習得。 実施例：里親や里親養育経験者から話を聞き、それを踏まえた討議。
＜実施にあたっての留意点＞ ・グループでの検討と発表を適宜組み合わせるなどして、全体でも共有が図られるよう工夫する。
＜講師等要件＞ ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。 ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。 ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

フォスタリング業務各論2：チーム養育協働論（講義 90 分）

<科目のねらい>

- ① チーム養育の在り方及び機関連携の必要性について理解する。
- ② 連携・協働先について理解する。
- ③ チーム養育、連携・協働のために必要となる技術について理解を深める。

<内容> （※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. チーム養育及び機関連携に関する理解

- （1） 里親家庭との信頼関係に基づく養育体制の核を形成（エンゲージメント）し、実親・児童相談所を含めたチーム養育体制を構築することについての理解

※信頼関係を構築するための留意点を具体的に伝えるとともに、チームワークを形成・維持するために必要となる技術について理解する（講義は、その後の演習を意識した内容とすること）。

2. 連携・協働先の役割

- （1） 子どもと家庭を支援する機関の役割の理解

※保育所、幼稚園、学校、障害に関する支援機関、医療機関、保健機関、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会等。

- （2） 関係機関とのカンファレンスや、委託前・委託中・委託解除を控えた時期における里親、子ども、実親との調整に関わる取組の理解

※これまで子どもが生活していた地域の関係機関との連携・調整や、子どもと実親家庭、里親家庭に関わるインフォーマルな関係者を含めた調整・協働の在り方の理解を深める。

- （3） 里親同士の交流、委託された子ども間の交流を支援する取組についての理解

※里親同士の交流により相互に振り返りを行い自信が持てるような支援の在り方を理解する。また、里親委託された子ども同士の交流の機会を設ける手法を理解する。

3. チーム養育体制の構築及びその維持

- （1） 里親や子どもに関わる機関と関係を築き、その維持を図るための調整を行う視点・具体的内容についての理解

※課題を整理し、倫理的配慮の下に、情報発信する具体的な方法を、ロールプレイを用いる等して、研修参加者が主体的に学ぶことができるよう工夫する。

- （2） 子どもと実親との関係性に関する支援についての理解

※里親と実親が、養育チームの一員として尊重し合い、協働関係を形成するよう支援することを理解する。子どもは、親子関係が良好であったとしても、面会交流前後に不安定になる場合があることを理解し、対応について学ぶ。

フォスタリング業務各論 2（つづき）

＜到達目標＞

- ・里親養育に関係する機関の役割について理解する。
- ・チーム養育の具体的な進め方について理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

＜実施にあたっての留意点＞

- ・講義にあたっては、受講者が数人で話し合う場面やロールプレイを設けることにより、支援技術の向上が図られるよう工夫する。また、意見を発表する機会を設けることにより、受講者間で考えを共有し、理解が深まるようにする。

＜講師等要件＞

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

演習 3（グループワーク）
<科目のねらい> フォスタリング業務各論 2（チーム養育協働論）で扱う内容を演習によって深める（①）。
<内容> ・主な方法をグループワークとする。 実施例：架空事例をもとにエコマップを作成し、自立支援計画としてまとめる。 実施例：生じることが予想されるコンフリクトの例を示し、生じている葛藤の構造を分析し、解決策を検討する。 - ア 里親と学校 - イ 里親と児童相談所 - ウ 児童相談所とフォスタリング機関 - エ 里親と里親 - オ 里親と実親 - カ その他
<実施にあたっての留意点> ・グループでの検討と発表を適宜組み合わせるなどして、全体でも共有が図られるよう工夫する。
<講師等要件> ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。 ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。 ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

演習 4 （ロールプレイ）
<科目のねらい> フォスタリング業務各論 2（チーム養育協働論）で取り扱う内容を演習によって深める（②）。
<内容> ・主な方法をロールプレイとする。 実施例：架空事例をもとに、模擬的に、新たに子どもを里親に委託する際の関係者が参加する「応援ミーティング」を実施する。 実施例：模擬カンファレンスの実施（場の設定、進行・ファシリテーション等、カンファレンスに係る技術の習得）。
<実施にあたっての留意点> ・グループでの検討と発表を適宜組み合わせるなどして、全体でも共有が図られるよう工夫する。
<講師等要件> ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。 ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。 ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

フォスタリング業務各論3：広報と里親のリクルート（講義 90 分）

<科目のねらい>

- ① 里親制度と養育について広報する具体的な手法を知る。
- ② 里親のリクルートにおける留意点について理解する。
- ③ 里親のアセスメントについて理解する。
- ④ 子どもと里親のマッチングについて理解する。
- ⑤ 里親研修について理解する。

<内容> （※印は、講義を実施する際、特に触れるべきポイントや受講者に理解を促す点を示している。）

1. 里親に関する広報

- （1） 里親希望者を呼び込むための具体的な手法の理解と、地域における里親制度の目的・意義に関する意識醸成・理解の促進
※地域社会一般に対する里親制度の目的や意義に関する広報の必要性について理解する。
※既に取り組がなされている事例の共有が図られるよう講義方法を工夫する。
- （2） 地域における里親養育を必要とする子どものニーズに応じたリクルート方策等についての理解
※児童相談所とフォスタリング機関との間で、里親委託を必要とする子どものニーズに応えられる里親像を具体的に共有し、地域の状況に応じたリクルートに反映させることを理解する。

2. リクルートにおける留意点

- （1） 「問い合わせ」から「登録」までの調査についての理解
※リクルートから子どもを委託した後まで一貫した支援を行うことの意義を念頭に、担当者と里親希望者との信頼感を醸成することを意識して対応することを理解する。また、里親希望者に対して、里親養育の社会的な側面を説明し、調査に対する理解を得ることの必要性を理解する。

3. 里親のアセスメント

- （1） 里親に対するアセスメントと、アセスメント結果を踏まえた対応策についての理解
※子どもや里親のニーズを察知し、ニーズに応じたアクションを起こすことについての基本的な理解と、その対応の具体的な取組について理解する。
- （2） 包括的アセスメントとリスクアセスメントに関する理解
※リスクだけではなく、里親の強み（ストレングス）を含めた全体的なアセスメントと、それに基づく里親養育をエンパワメントする視点について理解する。
※里親家庭の許容範囲を超えた無理な委託も不調の一因になっているため、里親が受け止められないようなマッチングはしない（無理な委託はしない）ことの重要性についても理解する。

フォスタリング業務各論3（つづき）

4. 子どもと里親のマッチング

（1） マッチングの意味と留意点についての理解

※様々な支援ニーズを有する子どもと、多様な里親家庭が存在することを前提としたマッチングの意義、子どもと里親家庭の関係性のアセスメントをはじめとした留意点について具体的な事例等をもとに理解する。

5. 里親に対する研修

（1） 里親に対する認定前研修についての理解

※地域において実施されている認定前研修の内容を把握することの必要性を理解する。

（2） 里親委託初期の課題と対応についてあらかじめ里親に伝えておくことの重要性に関する理解

※委託初期は、子どもにとって環境変化に適応するプロセスであるとともに、里親にとっては家族のメンバーが加わることによる家族の変容が生じることを里親候補者に伝え、表面化する課題や隠された課題への対応方法について里親とフォスタリング機関が共有することの重要性を理解する。

（3） 里親養育における不調及び委託解除後の支援に関する研修の必要性に関する理解

※里親にとって、フォスタリング機関の支援は権利であるとともに、受け入れる義務でもあることを理解できるよう研修等で伝えとともに、養育の不調が生じた場合には、早期に対応する具体的な方法を伝えることを理解する。また、委託解除後に里親が抱く喪失感についてあらかじめ研修等で伝えておくことを理解する。

<到達目標>

- ・里親の広報及びリクルートについて効果的な取組や先進事例を知る。
- ・里親のリクルート及びアセスメントについて基礎的な知識を理解する。
- ・子どもと里親のマッチングに関する基礎的な知識を理解する。
- ・里親に対する研修に関する基礎的な知識を理解する。
- ・受講後にレポート提出を求める等により、受講者の理解度、達成状況を確認する。

<実施にあたっての留意点>

- ・講義にあたっては、一方的に伝えるだけではなく、受講者が数人で話し合う場面を設けることにより主体的に取り組むことができるよう工夫する。また、意見を発表する機会を設けることにより、受講者間で考えを共有し、理解が深まるようにする。

<講師等要件>

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

演習 5 （集団討論・発表）

<科目のねらい>

フォスタリング業務各論 3（広報と里親のリクルート）で取り扱う内容を演習によって深めるとともに、研修全体を振り返って意見交換する。

<内容>

- ・集団討論と発表を主な方法とする。
- ・広報・リクルートを題材として、フォスタリング業務全体を取り扱うような演習内容とする。

実施例：以下のテーマで集団討論を行い、各グループごとに、全体に報告をする。

「参加者自身が実践する地域で支援の全体像を見据えながら、どのように広報・リクルートを行うか」

<実施にあたっての留意点>

- ・グループでの協議内容が全体でも十分共有されるよう、発表方法や時間などを工夫する。

<講師等要件>

- ・里親養育における支援について知見を有する学識経験者。
- ・児童相談所職員であって里親養育に関するスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。
- ・自治体からフォスタリング業務の委託を受けたフォスタリング機関の職員であってスーパーバイズを担当する等、相当の経験を有する者。

4. 研修カリキュラムの将来的な構成について

今回、カリキュラム案を作成するにあたっては、主な研修受講者の対象像としてフォスタリング機関の初任者を想定した。その理由としては、国が示した都道府県社会的養育推進計画策定要領において、2020年度までに各都道府県におけるフォスタリング業務の包括的な実施体制の構築を求めていることから、研修事業が開始されてからの当初数年間は、フォスタリング業務を実施する組織体制を確立していく時期に当たることが挙げられる。また、当面の間、フォスタリング業務を児童相談所が担うことや、民間フォスタリング機関に業務を委託したとしても徐々に移行させていくことが多いと考えられる。

こうしたことから、フォスタリング機関の職員が複数の業務を担うことや、児童の心理的なアセスメントは児童相談所が担うことを想定した基礎的・概論的なカリキュラム案とした。

しかし、各都道府県においてフォスタリング体制がある程度確立してくると、初任者を対象としたカリキュラムでは研修へのニーズに十分応えることが難しくなってくる。具体的には、経験を経た職員を対象とする研修の実施や、民間フォスタリング機関にリクルーター、ソーシャルワーカー（SW）、心理職が配置されることに対応した研修の実施が必要になるであろう。

そのため、例えば、現在の研修カリキュラムの多くを基礎研修に位置づけ、それに加えて、以下のイメージ例①に示すような、経験者向けの応用研修を実施するいわば2階建ての構成にすることや、例②のような、各職種向けの専門コースを設けることが考えられる。

図表 6 将来的な研修カリキュラムの構成について（イメージ）



今後、研修を実施する中で得られた気づきや、里親養育における支援ニーズ、養育を担う人材の育成状況等を踏まえ、研修ニーズに合わせたカリキュラムにしていけることが必要になるであろう。その場合にあって、今回のカリキュラムを作成するに先立って整理した人材育成のポイントは、検討の際の基礎資料として役立つと思われる。ぜひ活用していただきたい。

平成30年度 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託
先駆的ケア策定・検証調査事業
フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及び
フォスタリング機関職員研修カリキュラム等の策定に係る業務
報 告 書

平成31(2019)年3月

【調査結果に関する問合せ】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム

住 所: 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

電話番号: 03-5281-5277